

(案)

**愛知県建築物耐震改修促進計画  
～ あいち建築減災プラン 2035 ～**

令和 8 年 ● 月

愛知県



## 【 目 次 】

第1章 はじめに	1
1－1 計画策定の背景	
1－2 計画の位置付け	
1－3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題	
第2章 計画の基本的事項	12
2－1 対象区域	
2－2 計画期間	
2－3 対象建築物	
第3章 計画の方針	22
3－1 計画の方針	
3－2 計画の目標	
3－3 目標を達成するための新たな視点・強化する視点	
第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組	25
4－1 耐震化及び減災化に向けた役割	
4－2 住宅の耐震化及び減災化の促進	
4－3 建築物の耐震化及び減災化の促進	
4－4 耐震化及び減災化に向けた環境整備	
4－5 建築物に対する指導等について	
第5章 その他関連する施策等	47
第6章 計画達成に向けて	51
6－1 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ	
6－2 計画の見直し	
参考資料	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">パブリックコメントでは添付していない</div>



## 第1章 はじめに

### 1-1 計画策定の背景

本県では、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を促進し、地震による被害を未然に防止することを目的に、1997（平成9）年度に「愛知県耐震改修促進計画」を策定し、現在までに計3回の見直しを行いながら、住宅・建築物の耐震化や減災化に取り組んできました。

計画策定のきっかけとなった、兵庫県南部地震（1995（平成7）年1月）では約6,500人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は約5,500人とされ、このうち約9割の約4,800人が住宅・建築物の倒壊や家具の転倒等によるものであったことから、これを契機に全国的に耐震化・減災化の取組が進められてきました。

直近の10年間でも、熊本地震（2016（平成28）年4月）、大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）、能登半島地震（2024（令和6）年1月）など、大規模な地震が発生しています。

特に能登半島地震では、旧耐震基準の木造戸建住宅が多く、耐震化率が低い地域であったことから、直接死の半数以上が住宅の倒壊等によるものであったとともに、自宅の倒壊により避難所生活を余儀なくされた被災者等の災害関連死は直接死の2倍以上（2025（令和7）年12月時点）となっています。能登半島地震を教訓に直接的な被害だけでなく、地震後の対策も含めた、被害の絶対量を減らす取組が求められることとなりました。

本県においては、1944（昭和19）年の昭和東南海地震や、1945（昭和20）年の三河地震、1946（昭和21）年の昭和南海地震以降、幸いなことに大規模な地震被害は受けておりませんが、国の地震調査委員会にて今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震の発生確率が「ランクIII」（高い）に位置付けられるなど、南海トラフ地震の発生が危惧されています。

南海トラフ地震に関しては、2025（令和7）年にこれまでの防災対策の進捗状況や最新の知見等を踏まえた被害想定の見直しや地震防災対策の推進を目的とする南海トラフ地震防災対策推進基本計画の改定が行われました。被害想定では、これまでの対策の効果は一定程度あるものの、住宅・建築物の耐震化の遅れが指摘されています。南海トラフ地震では、広域かつ甚大な被害が発生するため、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが求められることや、基本計画では、前回計画から全壊焼失被害が約17%しか減少しなかったことや能登半島地震の教訓から、「命を守る」対策はもちろんのこと、被災後も「命をつなぐ」ための対策や時間差において発生する地震への対策が新たに位置付けられました。

防災対策の一丁目一番地である住宅・建築物の耐震化は、被害の絶対量を軽減する取組であるため、南海トラフ地震の被害地域では、喫緊の課題となっております。

本県では、これまでに、住宅・建築物の耐震化の重要性について広く周知・啓発を行うとともに、市町村と連携して耐震診断をはじめ、耐震補強設計や耐震改修、段階的耐震改修、耐震シェルター整備など、耐震化・減災化に向けた取組を進めております。これらの取組により、2023（令和5）年に総務省が行った住宅・土地統計調査から推計した本県の住宅の耐震化率は約92%と、対策は進んでいるものの、南海トラフ地震の発生が危惧されている本県においては、より一層耐震化を進めていく必要があります。

以上のことから、過去の地震災害を教訓に、本県における住宅・建築物の耐震化や減災化をより一層促進していくため、「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン 2035～」（以下「本計画」という。）を策定します。

**【参考】令和6年能登半島地震における建築物構造被害割合及び被害数**

2025（令和7）年12月に能登半島地震における建築物構造被害の原因分析結果が公表されました。その結果、木造住宅の被害について大破以上は、1981年5月以前に着工された旧耐震基準住宅で約4割、2000年5月以前に着工された新耐震基準住宅で約2割と、一定の被害が発生しています。

鉄筋コンクリート造や鉄骨造においても、柱のせん断破壊や杭の損傷による構造部材の損傷や建築物の転倒がみられたなど、初めての事例が確認されています。特に杭について、中小地震動に対する耐震設計が規定された2001（平成13）年以前に建築された建築物は、杭の損傷による傾斜により大破とみなされる被害が生じており、住み続けることができない被害が生じています。

人的被害についても、災害関連死が直接死の2倍以上となるなど、地震後も被害が拡大しています。

＜建築物の被害状況＞

●木造建築物

- ・旧耐震基準の木造建築物の倒壊等の割合が、新耐震基準導入以降の木造建築物と比較して顕著に高い。
- ・新耐震基準導入以降の木造建築物では、接合部の仕様等を明確化した2000年以降の倒壊等の割合が低い。

●鉄筋コンクリート造、鉄骨造建築物

- ・旧耐震基準の鉄骨造建築物については、過去の震災と同様に倒壊、崩壊の被害が発生
- ・旧耐震基準の鉄筋コンクリート造等建築物については、過去の震災で確認された被害と同様に柱のせん断破壊や柱はり接合部の破壊などの構造部材の被害や、方立壁の破壊などが確認
- ・傾斜により大破とみなされる被害が生じた鉄筋コンクリート造建築物のうちの1棟は、建築基準法において杭基礎の短期荷重に対する設計が求められるようになった2001年以降に建設された建築物であり、上部構造物の構造部材に顕著な損傷は確認されず、また、一部の建築物において杭の損傷が確認されていることから、被害要因は杭の損傷によるものと推測
- ・転倒被害のあった建築物は、杭基礎の短期荷重に対する設計の指針が示された1984年以前に建設され、杭基礎を有する鉄筋コンクリート造等建築物で地震動による転倒被害が確認された初めての事例

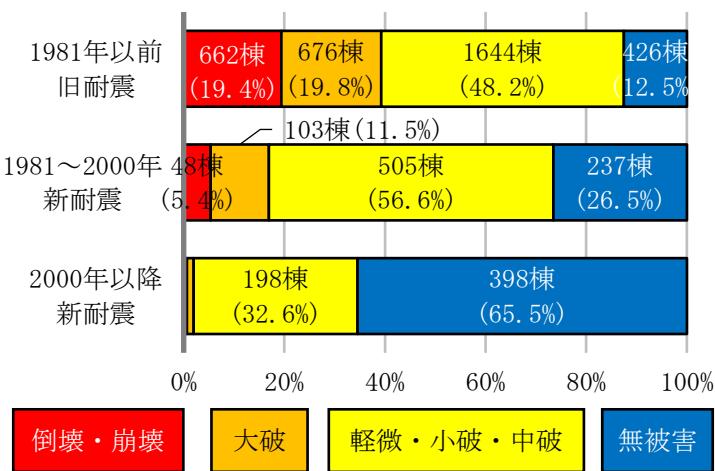


図1.1-能登半島地震における建築年代別被害状況

出典：令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会 最終とりまとめ

表1.1-人的・住家被害等の状況

（消防庁情報：令和7年12月25日18:00時点）

人的 被害	死者	698人
	うち災害関連死	470人
	行方不明者	2人
	負傷者	427人
	重傷	980人
	小計	1,407人
合計		2,107人
住家 被害	全壊	6,537棟
	半壊	23,703棟
	床上浸水	6棟
	床下浸水	19棟
	一部損壊	135,298棟
	合計	165,563棟

### 【参考】建築基準法における耐震関係規定の位置付けについて

住宅・建築物に関する法律である建築基準法は、前身の市街地建築物法や日本国憲法を踏襲し、1950年に制定されました。

建築基準法の目的は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資すること」と規定されている通り、憲法が保障する生存権や財産権を侵害しないよう、構造等の最低の基準を定めたものとなります。

そのため、構造計算では、「中小地震動に対しては無損傷であること（一次設計）」、「大地震動に対しては倒壊に至らないこと（二次設計）」と、1回の地震に対して無損傷や倒壊に至らない、「命を守る」基準を規定しており、複数回の地震による建築物の損傷を加味した構造基準になっていません。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画にて位置付けられた、「命をつなぐ」建築物とするためには、所有者として現行の建築基準法で定める地震力以上の力に耐えうる構造計算を求めることが必要となります。

### 【参考】南海トラフ地震における被害想定結果について

2025（令和7）年3月に内閣府から南海トラフ地震に関する被害想定結果が公表されました。

地震対策については、公立・国立等の学校、災害拠点病院及び救命救急センター、警察本部・警察署等の耐震化はそれぞれ95%以上で完了するなど目標をおおむね達成している一方で、住宅の耐震化率は約90%（目標：おおむね解消）、家具の固定率は約36%（目標：65%）など、目標達成に向けて引き続き取り組むとともに、特に個人や産業界における取組については抜本的な強化が必要であるとされています。

また、住宅の耐震化については、地域によって進捗状況に差があり、南海トラフ地震防災対策推進地域においても割合が低い市町村が見られます。

現在までの減災対策を踏まえた、本県で想定される建物の全壊棟数は最大で約24.5万棟と、約13年前の結果とほぼ変わらなかったことから、本県の耐震化施策の取組を強化する必要があります。

併せて、防災対策を推進した場合に見込まれる被害軽減効果も試算されており、全国の耐震化率が100%となると、揺れによる前回棟数は約7割減少するなど、住宅の耐震化は減災化へ非常に大きな役割を果たすことが示されています。

現在、国の調査結果を踏まえ、本県独自の被害予測調査も進められています。

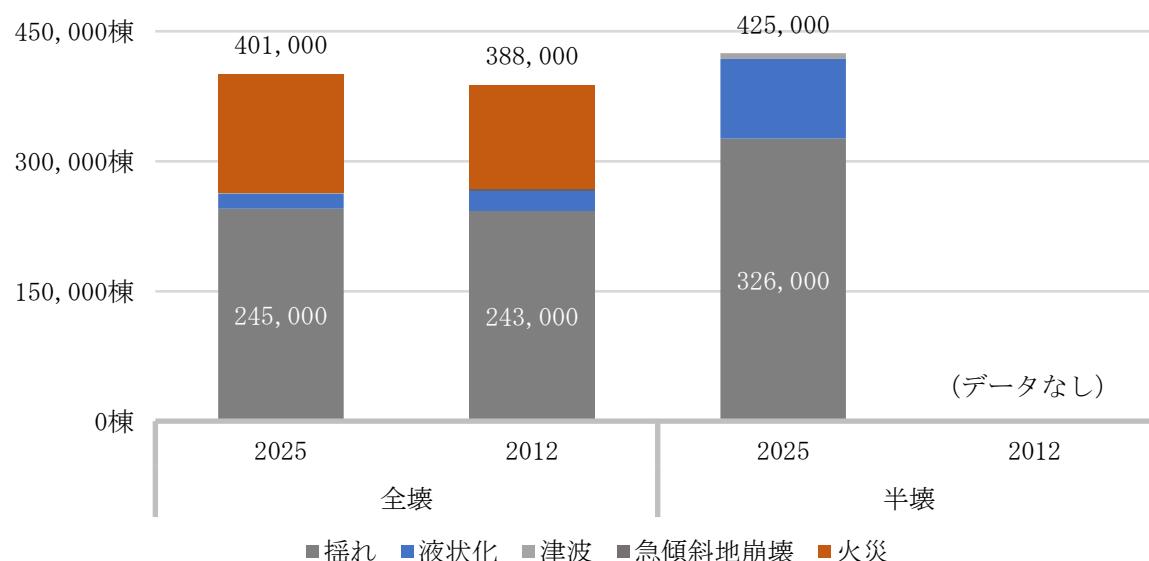


図1.2-本県における最大クラスの建物被害想定量

出典：南海トラフ巨大地震対策について（報告書）令和7年3月

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、国が定める基本方針を踏まえ、本県における耐震診断・耐震改修を促進し、地震による建築物の被害を未然に防止するため、法第5条第1項の規定に基づく都道府県計画として策定するものです。

「愛知県住生活基本計画」・「愛知県地域防災計画」・「愛知県地域強靭化計画」・「あいち防災アクションプラン」を関連計画とし、市町村耐震改修促進計画とも連携して、本県の住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

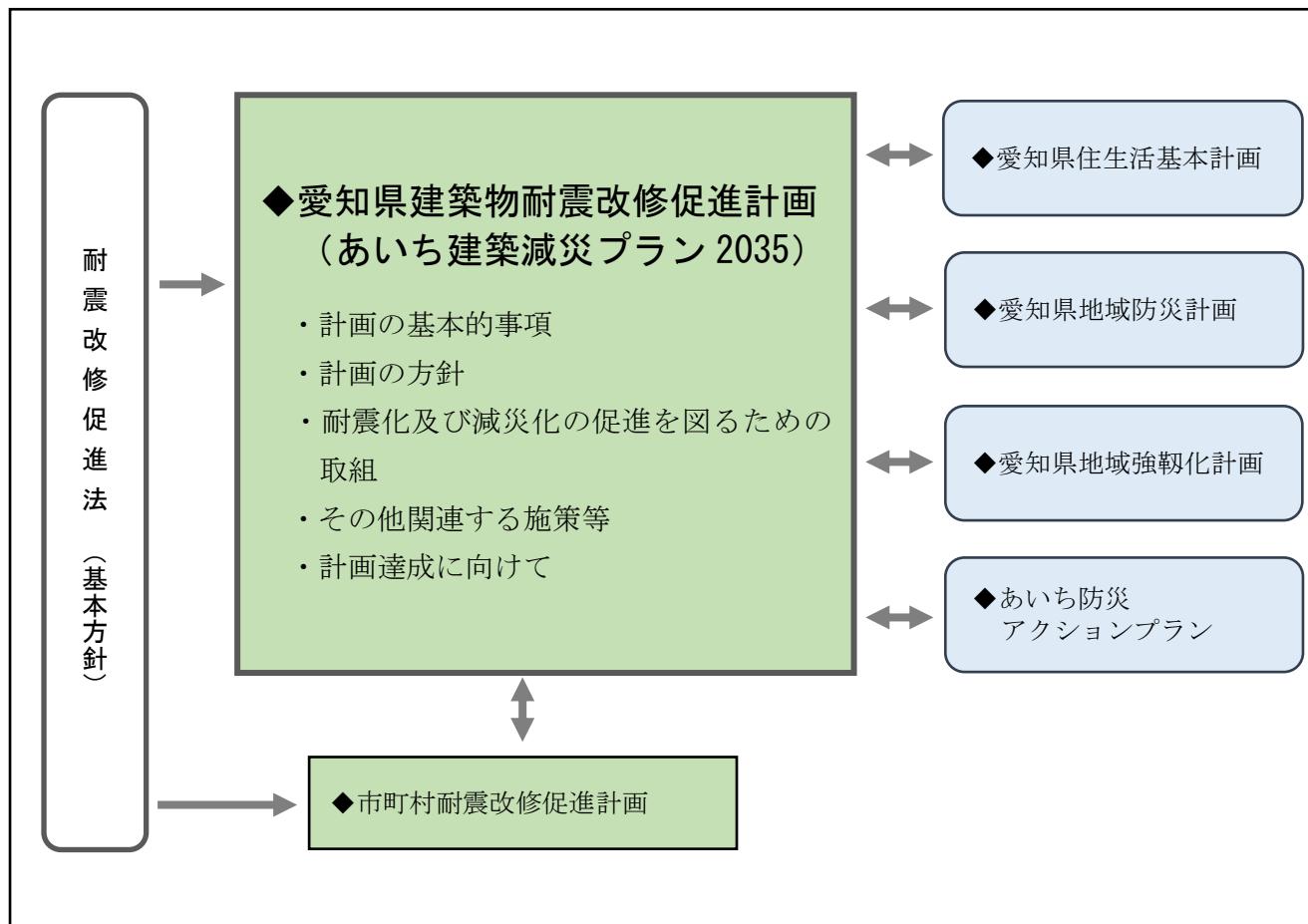


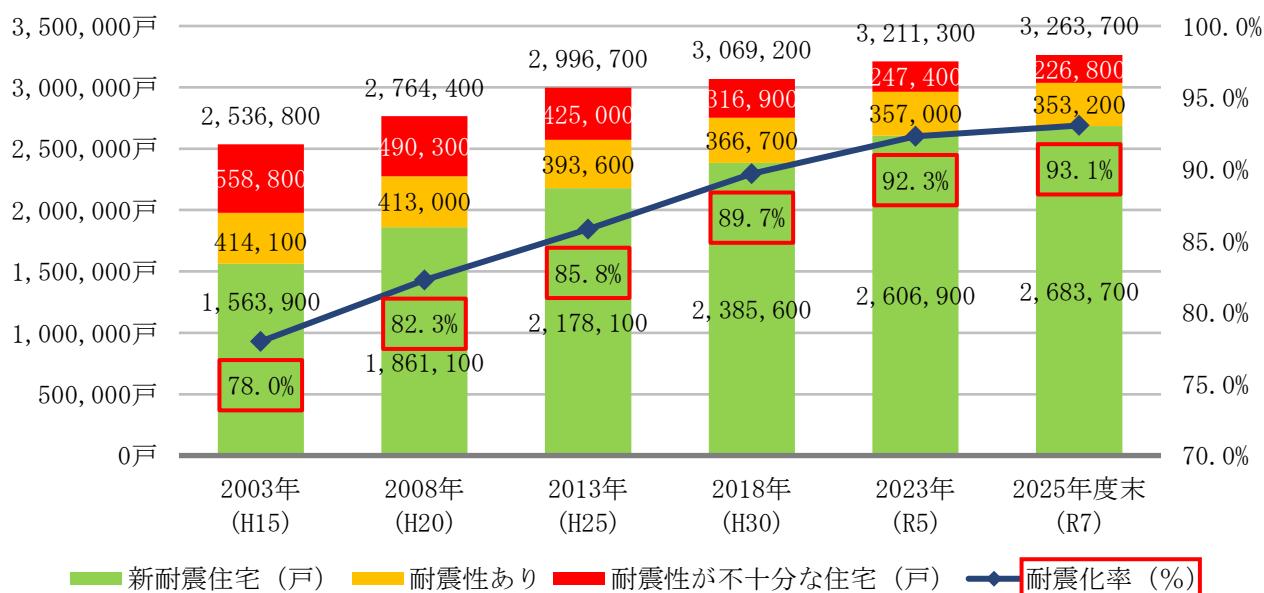
図 1.3-計画の位置付け

## 1-3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

### 1 住宅の耐震化の現状

本県の2023（令和5）年時点での住宅（戸建住宅、長屋、共同住宅）の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅の総数約321.1万戸に対し、約296.4万戸が耐震性ありと推計され、その耐震化率は92.3%となっています。2018（平成30）年時点と比較すると、新耐震住宅数は約22.1万戸増加する一方で、旧耐震住宅数は約7.0万戸減少しています。

本計画策定期（2025（令和7）年度末時点）の耐震化率は93.1%と推計され、耐震性が不十分と判断される住宅は約22.7万戸存在しています。



		2003年	2008年	2013年	2018年	2023年	2025年度末
住宅総数		2,536,800戸	2,764,400戸	2,996,700戸	3,069,200戸	3,211,300戸	3,263,700戸
新耐震住宅（耐震性あり）①		1,563,900戸	1,861,100戸	2,178,100戸	2,385,600戸	2,606,900戸	2,683,700戸
旧耐震住宅	総戸数②	972,900戸	903,300戸	818,600戸	683,600戸	604,400戸	580,000戸
	耐震性あり③	414,100戸	413,000戸	393,600戸	366,700戸	357,000戸	353,200戸
耐震性がある住宅①+③		1,978,000戸	2,274,100戸	2,571,700戸	2,752,300戸	2,963,900戸	3,036,900戸
耐震性が不十分な住宅②-③		558,800戸	490,300戸	425,000戸	316,900戸	247,400戸	226,800戸
耐震化率		78.0%	82.3%	85.8%	89.7%	92.3%	93.1%

図1.4-住宅数と耐震化率の推移（住宅・土地統計調査（総務省）より推計）

## 【参考】耐震化率について

## 2025 年度の補助実績で修正予定

耐震化率については、住宅・土地統計調査を基に、国土交通省が示す方法により算出したものです。

「旧耐震住宅のうち、耐震性あり」には、耐震診断を実施していないものの、耐震性を有すると推計される住宅（旧耐震住宅で耐震性があると回答のあった割合を乗じて算出）を含んでいます。

この推計値は、住宅所有者によるアンケート結果を統計的に処理したものであるため、実際の耐震診断結果に基づく耐震性ありの割合と一致しない可能性があります。

このため、耐震性ありと推計した戸数等を除外した場合の耐震化率を、参考として以下に示します。

表 1.2-推計値を考慮しない場合の耐震化率

	旧耐震住宅のうち、耐震性がある住宅について 推計値等を除き補助実績のみとした耐震化率	昭和 56 年以降の住宅の割合
2023 年時点	$(2,606,900+18,411) \div 3,211,300 = 81.8\%$	$2,606,900 \div 3,211,300 = 80.7\%$
2025 年度末時点	$(2,683,700+18,893) \div 3,263,700 = 82.8\%$	$2,683,700 \div 3,263,700 = 82.2\%$

## ■ 本県の耐震化・減災化に資する補助件数について

耐震診断件数については、2016（平成 28）年熊本地震や 2018（平成 30）年大阪府北部地震が発生した年度は、前年に比べ増加していますが、近年は 4,000 件程度で横ばいの傾向となっています。



図 1.5-耐震診断の補助件数 (2015~2024 年)

一方、耐震改修件数については、2024（令和 6）年能登半島地震が発生した後に件数は増加していますが、それ以外の年は近年横ばい傾向にあります。また、近年は除却費補助件数が大幅に増えており、旧耐震の住宅は築 40 年以上が経過していることからも、老朽化により除却を選択する所有者が多くなっている傾向がみられます。

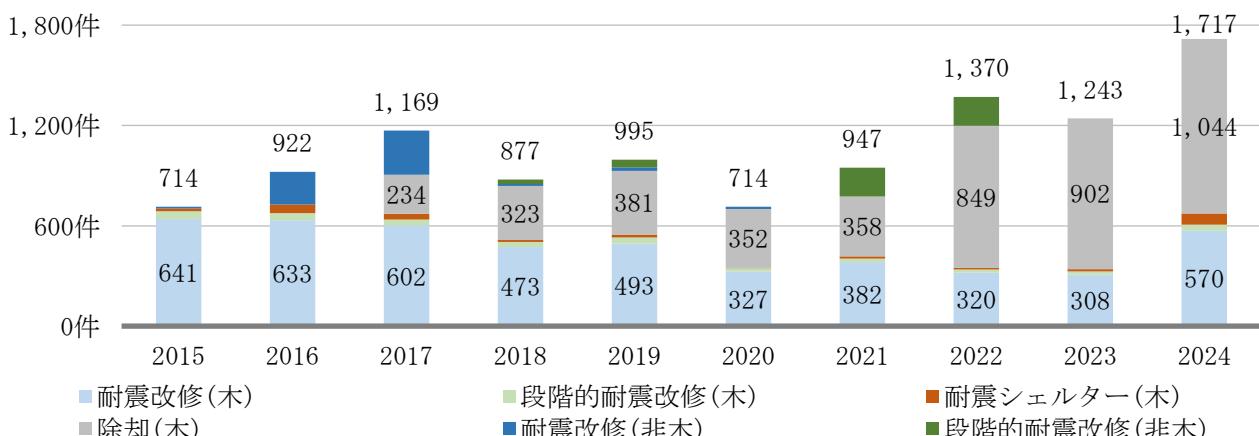


図 1.6-耐震改修の補助件数 (2015~2024 年)

## ■ 構造別戸建住宅と共同住宅の耐震性割合について

戸建住宅は約 19.1 万戸が耐震性不足であり、そのうち、木造が 9 割以上を占めています。共同住宅は約 5.7 万戸が耐震性不足であり、そのうち、非木造が約 8 割を占めています。

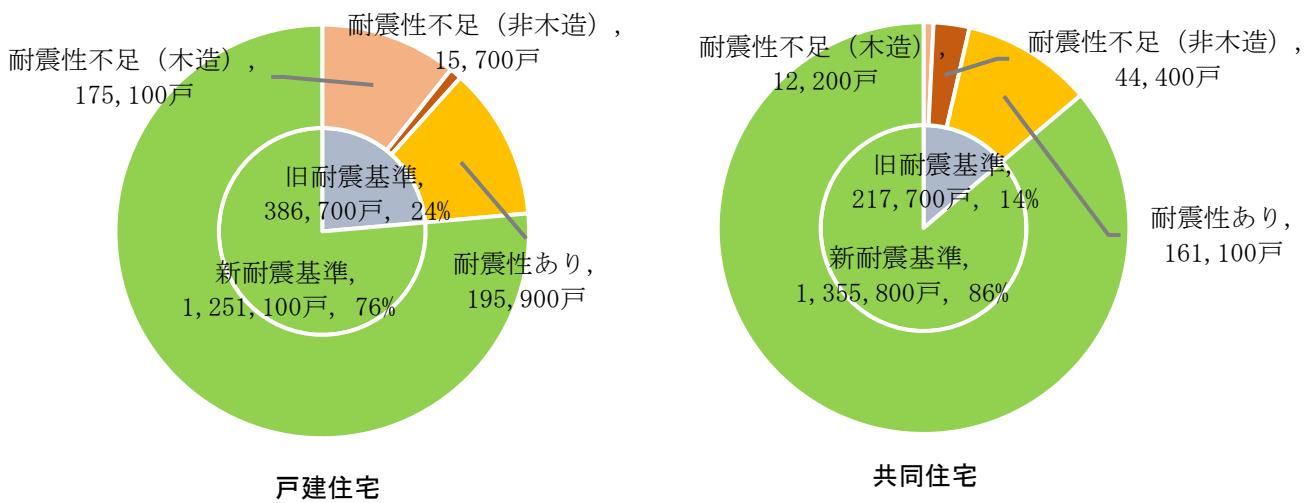


図 1.7-構造別耐震性有無の割合 (2023 年住宅・土地統計調査から推計)

## ■ 木造戸建住宅の耐震化の進捗について

耐震性が不足している住宅のうち、多くを占める木造戸建住宅の耐震化について、耐震化に関する補助制度を開始した 2003 年と 2023 年を比較すると、2003 年時点では 59.1% であった耐震化率は、2023 年には 80.8% と、耐震性のない住宅は約 29.1 万戸解消されています。これは補助制度により耐震化が進捗したとともに、新耐震基準の住宅も約 38.9 万戸増加していることから建替えが進捗し、耐震化率や耐震性のない住宅の解消につながったものと考えられます。

表 1.3-木造戸建住宅における耐震化の比較 (2003 年と 2023 年)

年代	全数	新耐震基準 (耐震性あり)		旧耐震基準		耐震性のある住宅 ①+②	耐震化率	耐震性のない住宅
		①	うち、 2000 年以前	うち、耐震性あり②				
2003 年	1,140,900 戸	592,200 戸	513,500 戸	548,700 戸	82,300 戸	674,500 戸	59.1%	466,400 戸
2023 年	1,319,300 戸	980,700 戸	404,500 戸	338,600 戸	163,500 戸	1,066,300 戸	80.8%	175,100 戸
増減	178,400 戸	388,500 戸	▲109,000 戸	▲210,100 戸	81,200 戸	391,800 戸	21.7%	▲291,300 戸

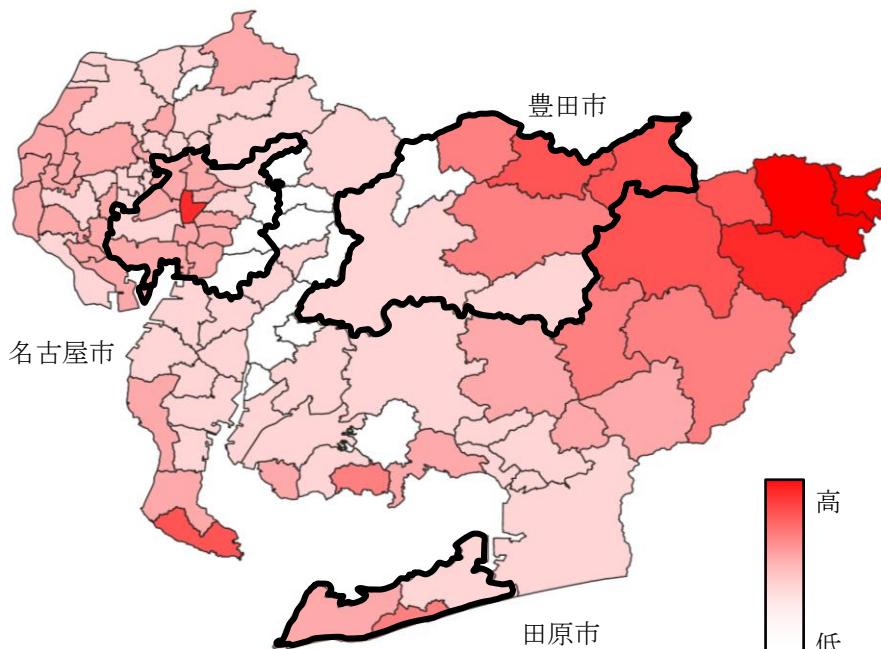
## ■ 旧耐震木造戸建住宅の地域別の分布について

旧耐震木造戸建住宅の耐震化の傾向について、固定資産税台帳を活用して合併前の市町村域での木造戸建住宅の地域偏在について分析を行います。

都市部では名古屋市中区で旧耐震住宅の割合が高いことがわかります。これは新しく木造住宅が建築されず、旧耐震住宅が残っている地域であるため、割合が高い傾向となっています。

また名古屋市より西側の地域や知多半島・渥美半島の沿岸部、県境沿いの山間部で旧耐震の割合が高い地域があります。これは人口減少や高齢化等により、新築や建替えなど更新が進んでいないこと、また若年層においても親との同居や相続した際にそのまま住み続ける傾向にあると考えられます。

また、沿岸部や山間部の地域では、名古屋市などの都市部と比べても延床面積が20m<sup>2</sup>以上も大きいなど、1戸当たりの延べ面積が大きい傾向にあるため、耐震改修費用が高額となり、耐震改修が進まないことが考えられます。



	平均延床面積
名古屋市全体	87.78 m <sup>2</sup>
豊田市全体	98.61 m <sup>2</sup>
豊田市	91.32 m <sup>2</sup>
足助町	127.79 m <sup>2</sup>
下山村	120.42 m <sup>2</sup>
旭町	137.61 m <sup>2</sup>
藤岡町	101.02 m <sup>2</sup>
小原村	116.44 m <sup>2</sup>
稻武町	153.75 m <sup>2</sup>
田原市全体	110.84 m <sup>2</sup>
田原町	111.41 m <sup>2</sup>
赤羽根町	114.61 m <sup>2</sup>
渥美町	108.94 m <sup>2</sup>

## 2 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状

2013(平成 25)年 11 月の法改正により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました(該当要件は『第 2 章 計画の基本的事項』の P13~17 を参照)。以下に、耐震診断義務付け建築物の耐震化の状況を示します。

「耐震性あり」には、除却されたものも含む  
耐震性不足解消率：(耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数) / 公表された建築物棟数

### (1) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、2017(平成 29)年 3 月に耐震診断結果の公表を行っており、2025(令和 7)年 3 月時点で、対象建築物 477 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は、22 棟となっています。

※数字は 2025.3 時点のため、更新予定

表 1.4-要緊急安全確認大規模建築物の状況(2025(令和 7)年 3 月時点)

区分	時点	合計				耐震性不足解消率
			うち、耐震性あり	うち、耐震性不十分	うち、未報告	
不特定多数の者が利用する大規模建築物等	2017 年 3 月(公表時)	478 棟	409 棟	67 棟	2 棟	85.6%
	2025 年 3 月時点	477 棟	454 棟	22 棟	1 棟	95.2%

※「要緊急かつ要安全(通行障害)」であった物件が用途変更により要緊急の対象外となつたため、合計が 1 棟減少した。(所管行政庁の合計)

### (2) 要安全確認計画記載建築物

#### ア. 防災上重要な建築物

防災上重要な建築物は 2021(令和 3)年 3 月及び、2025(令和 7)年 3 月に耐震診断結果の公表を行っております。

「指定避難所」に関しては、2026(令和 8)年 3 月時点で、対象建築物 54 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は 7 棟、「災害拠点病院及び病院群輪番制参加病院」に関しては、2025(令和 7)年 3 月時点で、対象建築物 20 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は 9 棟となっています。

※数字は 2025.3 時点のため、更新予定

表 1.5-要安全確認計画記載建築物(防災上重要な建築物)の状況(2025(令和 7)年 3 月時点)

区分	時点	合計				耐震性不足解消率
			うち、耐震性あり	うち、耐震性不十分	うち、未報告	
指定避難所	2021 年 3 月(公表時)	46 棟	44 棟	2 棟	0 棟	95.7%
	2025 年 3 月時点	46 棟	46 棟	0 棟	0 棟	100%
	2025 年 3 月(公表時)	8 棟	1 棟	7 棟	0 棟	12.5%
	2025 年 3 月時点	8 棟	1 棟	7 棟	0 棟	12.5%
災害拠点病院及び病院群輪番制参加病院	2021 年 3 月(公表時)	20 棟	10 棟	10 棟	0 棟	50.0%
	2025 年 3 月時点	20 棟	11 棟	9 棟	0 棟	55.0%
合計	2025 年 3 月時点	74 棟	58 棟	16 棟	0 棟	78.4%

(所管行政庁の合計)

## イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は 2021（令和3）年3月及び、2025（令和7）年3月に耐震診断結果の公表を行っており、2025（令和7）年3月時点で、対象建築物 533 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は、357 棟となっています

※数字は 2025.3 時点のため、更新予定

表 1.6-要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）の状況（2025（令和7）年3月時点）

区分	時点	合計				耐震性不足解消率
			うち、耐震性あり	うち、耐震性不十分	うち、未報告	
通行障害既存耐震不適格建築物	2021年3月（公表時）	531 棟	115 棟	401 棟	15 棟	21.7%
	2025年3月時点	532 棟	170 棟	356 棟	6 棟	31.8%
	2025年3月（公表時）	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	0 %
	2025年3月時点	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	0 %
合計	2025年3月時点	533 棟	170 棟	357 棟	6 棟	31.9%

※2021.3 公表分について、「要緊急かつ要安全（通行障害）」であった物件が（所管行政庁の合計）用途変更により要緊急の対象外となったため、合計が 1 棟増加した。

また、大規模地震が発生した際、当該建築物が倒壊して、道路が閉塞する事がないようするうえでも沿道建築物の耐震化は非常に重要となります。

現在耐震性が不十分とされている 357 棟について、大地震時に倒壊した場合に緊急輸送道路の通行機能が確保できるかの調査を行い、現状を把握しました。

その結果、緊急車両が通れない、道路を閉塞する可能性がある建築物は 157 棟であり、道路閉塞距離は 136.9km（閉塞率 15.3%）でした。

山間部などでは、道路が閉塞すると救助の遅れや孤立地域が発生しないよう、緊急車両の通行が可能となるよう沿道建築物の耐震化を進める必要があります。

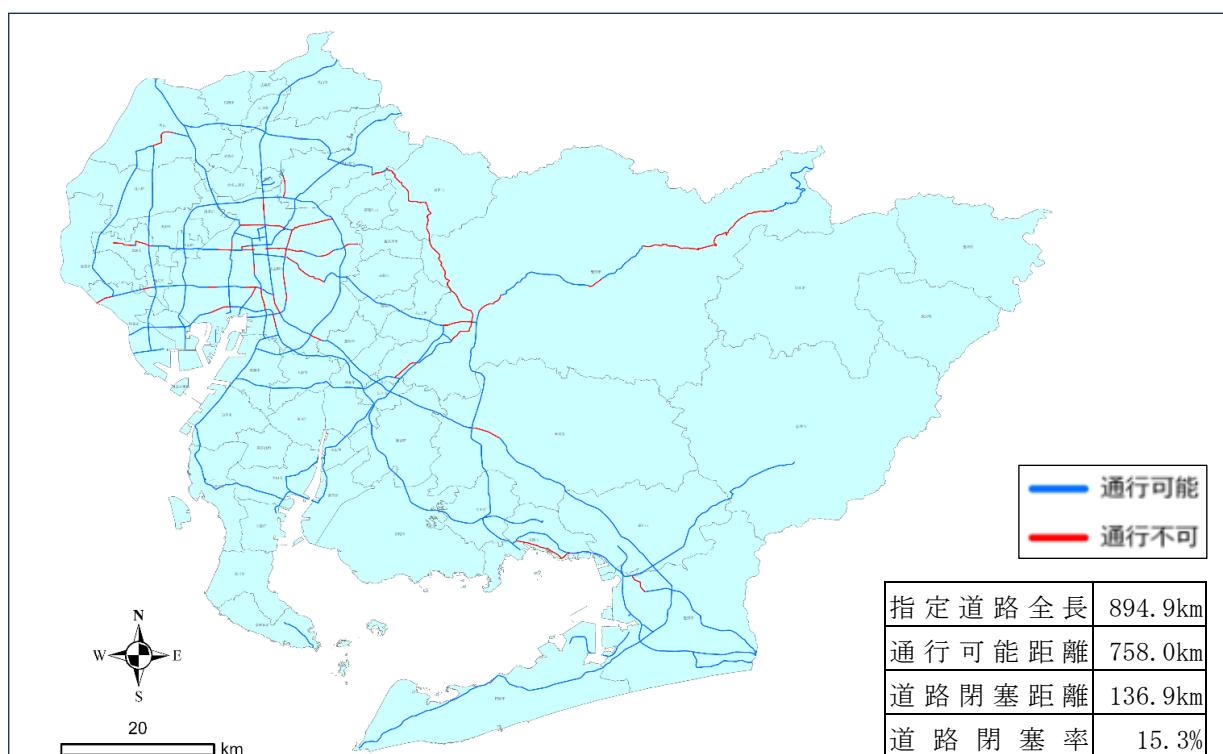


図 1.9-地震時における緊急輸送道路閉塞可能性道路図

### 3 住宅・建築物の耐震化の課題

法の施行からすでに30年以上が経過し、旧耐震基準の住宅・建築物は建築後相当年数を経てきている状況からも、今までとは異なる視点での課題が生じてきています。本県における耐震化に関する主な現状と課題を下表に示します。

表 1.7-本県における耐震化に関する現状の課題

対象	現状	課題
所有者等	耐震化に意欲的な所有者による対策は一定程度完了した。また行政からの啓発手法は多様化しているが、所有者に対する啓発が中心である。	①耐震診断や改修に消極的な所有者に対し、効果的な周知・啓発の取組を進める必要がある ②所有者の家族や地域など、周囲からの啓発が可能な手法を強化する必要がある
	旧耐震建築物は建築後相当年数経過していることから、自宅の在り方を含めたライフプランを検討する時期を迎えている。	③所有者のライフプランに合わせて耐震化・減災化手法が選択できるよう、情報提供を行う必要がある
設計者・施工者	住宅の耐震診断・耐震改修の補助実績は、近年では横ばいになっている。また、耐震診断を行っても耐震改修に進む割合は高くない状況にある。	④耐震診断から補強設計・改修工事等へつなげる取組を強化する必要がある ⑤「工事コスト」を低減する手法について、情報提供や技術支援により、事業者が取り組みやすい体制構築を強化する必要がある
行政	地震被害の分析が進み、建築年に応じて対策や耐震改修の効果が明らかになってきている。	⑥建築基準に関する法や制度について、所有者に理解してもらえるよう情報を整理し、周知・啓発する必要がある
	業務が多様化する中で行政職員等の耐震化に対する知識、技術力などの維持が難しくなっている。	⑦県及び市町村職員等の耐震化・減災化に対する知識、技術力の向上とフォローアップを図る取組を進める必要がある ⑧所有者への啓発や設計者等の技術力向上のため、産官学民が連携した取組を強化する必要がある

## 第2章 計画の基本的事項

### 2-1 対象区域

愛知県全域とします。

### 2-2 計画期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間とします。

### 2-3 対象建築物

すべての住宅・建築物を対象とし、とりわけ以下の住宅・建築物の対策を促進します。

【1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準について、耐震化・減災化を促進】

- ・住宅
- ・耐震診断義務付け建築物、特定既存耐震不適格建築物
  - a. 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）
  - b. 要安全確認計画記載建築物（法第7条）
- b-1. 防災上重要な建築物
- b-2. 通行障害既存耐震不適格建築物
- c. 特定既存耐震不適格建築物（法第14条）

P13 参照

P14～17 参照

P18～21 参照

【2000（平成12）年5月31日以前に着工された新耐震基準について、耐震性能の検証を促進】

- ・木造住宅

#### 【参考】木造住宅における耐震関係規定について

木造住宅の耐震関係規定は大きく2回改正されています。

1981年5月以前に着工された、いわゆる旧耐震基準の住宅は現行の基準に比べ、耐力壁の量が足りないため、耐震改修により壁量を増やすなど、対策を促進してきました。

一方、現計画から耐震性能の検証を促進するものと位置付ける、1981年6月から2000年5月までに着工された新耐震基準の木造住宅については、耐力壁の量は現行と同等ですが、その配置バランスが悪いことや柱梁等をつなぐ金物が十分でない場合があり、耐震性能検証法の実施に努めることとされています。

表2.1-木造住宅における構造関係規定の変遷

区分	旧耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
建築工事着工年月日	～1981年5月31日	1981年6月1日～2000年5月31日	2000年6月1日～
耐力壁量	少ない	壁量1.4倍	多い
耐力壁バランス	具体的な規定なし	具体的な規定なし	バランス明確化
柱梁接合部金物	具体的な規定なし	具体的な規定なし	仕様明確化
地盤調査	具体的な規定なし	具体的な規定なし	地耐力考慮
イメージ図			

※接合部イメージ図は「建築年度で耐震性をチェック（出典：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合）」を参照

### 【a. 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）】

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が、表2.2のとおり規定されています。

対象の建築物の所有者に対して、耐震診断の結果を2015（平成27）年12月31日までに所管行政庁に報告することを義務付けており、2017（平成29）年3月に、報告を受けた対象建築物の耐震診断の結果を所管行政庁ごとに、公表しています。

表2.2-要緊急安全確認大規模建築物の要件

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

## 【b. 要安全確認計画記載建築物（法第7条）】

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）については、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるため、本計画では以下の建築物を、要安全確認計画記載建築物として定め、耐震診断を義務付けます。

### b-1. 防災上重要な建築物

耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物について、法第5条第3項第一号の規定に基づき、表2.3のとおり対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く）を指定するとともに、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を定めます。

表2.3-防災上重要な建築物の要件と耐震診断結果の報告期限

指定	2015（平成27）年7月	耐震診断結果の報告期限	2019（平成31）年3月31日
<p>ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。</p>			
追加指定	2021（令和3）年3月	耐震診断結果の報告期限	2024（令和6）年12月31日
<p>ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>ただし、指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く。</p> <p>イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。</p>			

## b-2. 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路に接するもの）

耐震診断を義務付ける通行障害既存耐震不適格建築物は、法第5条第3項第二号の規定に基づき、図2.1の要件に該当する耐震不明建築物で、本計画で指定する耐震診断義務付け道路に接しているものとして、新たに2路線を追加指定するとともに、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を表2.4のとおり定めます。

本県における耐震診断義務付け道路は、県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む道路として、図2.2及び表2.4に示す道路とします。

また、2018（平成30）年の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の埠の敷地に接する道路については、同様に、図2.2及び表2.4に示す耐震診断義務付け道路とします。当該道路において、法の規定による組積造の埠は、確認されておりません。

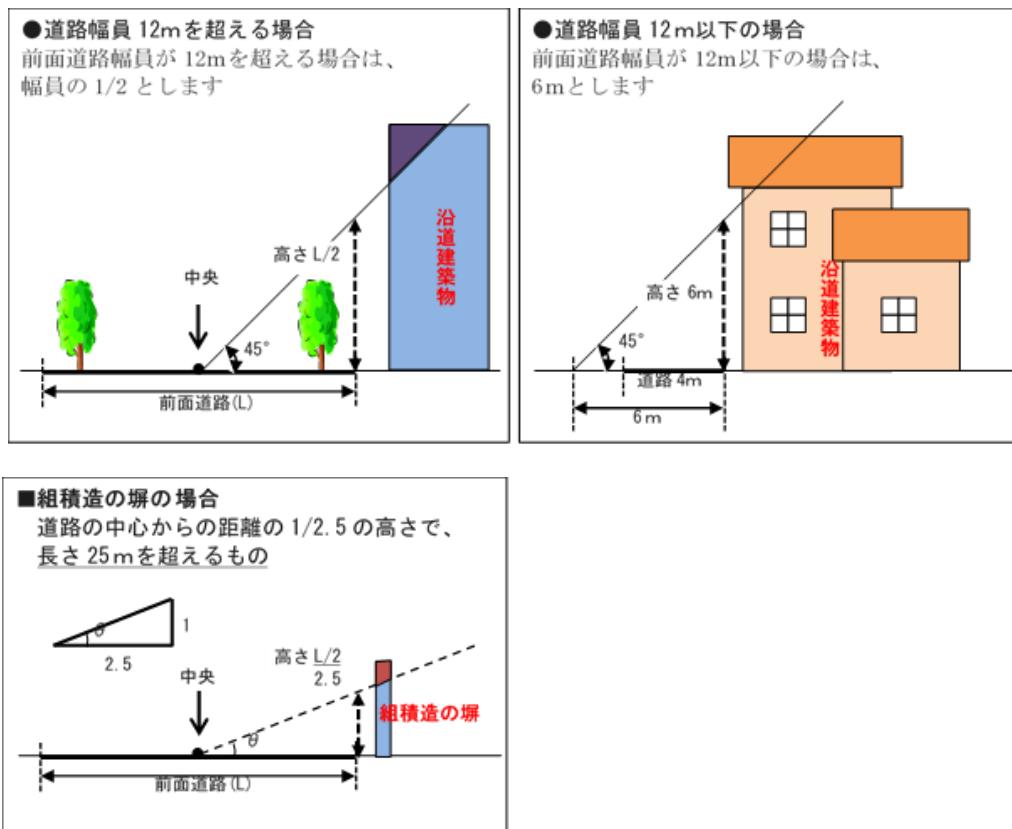


図2.1-通行障害既存耐震不適格建築物の要件

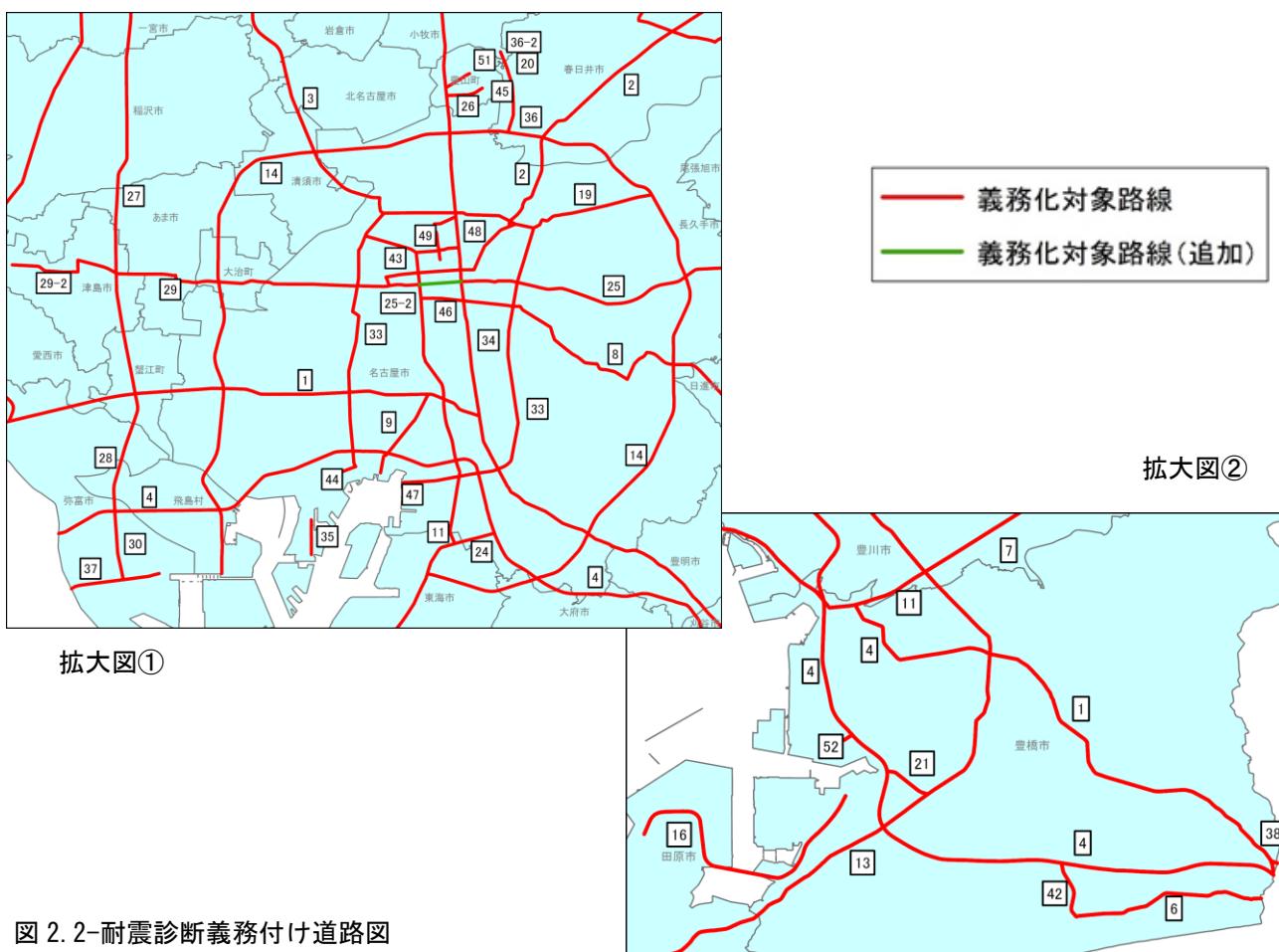
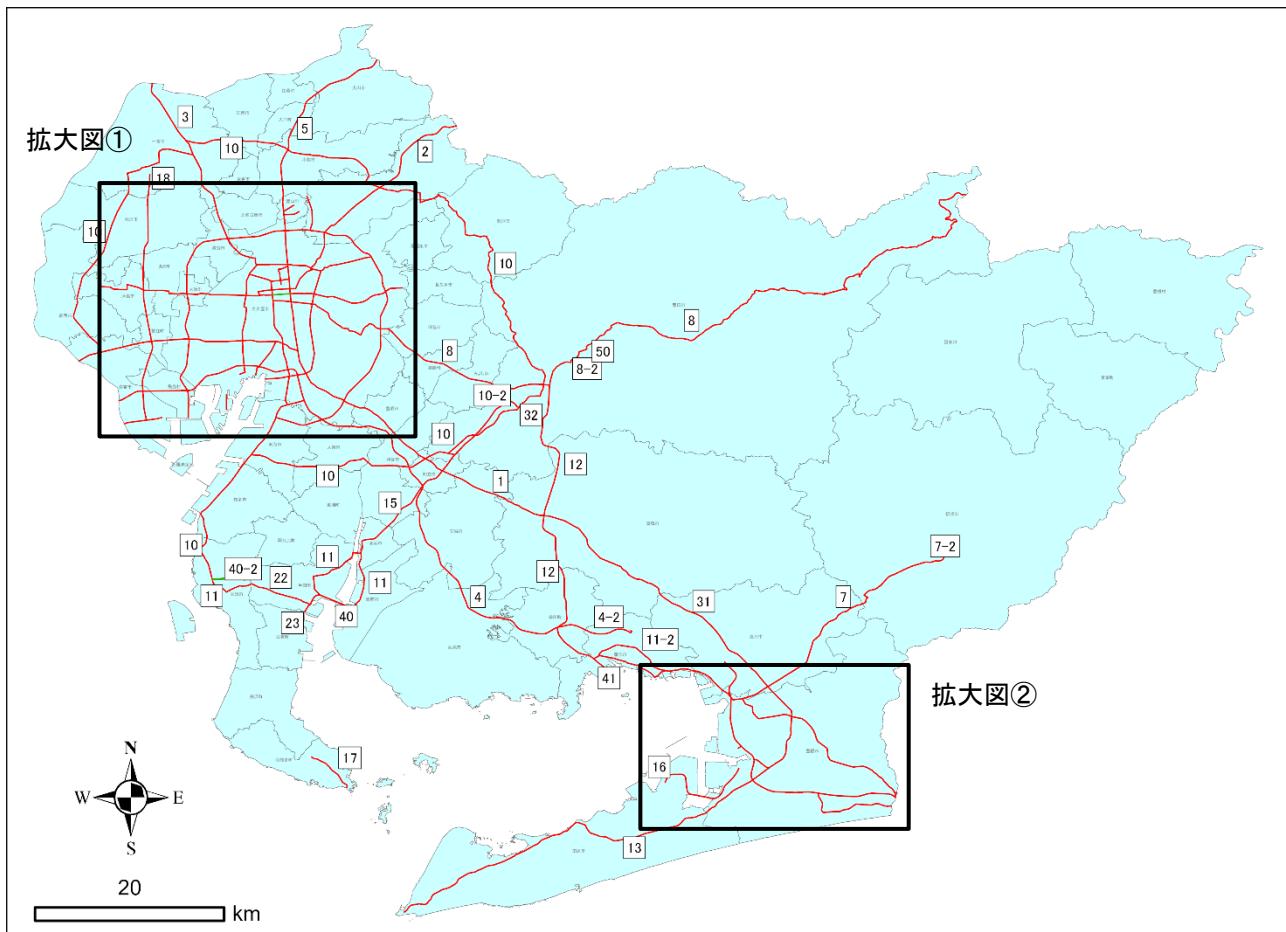


図 2.2-耐震診断義務付け道路図

表 2.4-耐震診断義務付け道路一覧と耐震診断結果の報告期限

指定	2014(平成 26)年 3 月	耐震診断結果の報告期限		2019 (平成 31) 年 3 月 31 日		
	路線名	区間		路線名	区間	
1	国道 1 号	弥富市	豊橋市	24	(主)名古屋中環状線(59)	名古屋市 東海市
2	国道 19 号	名古屋市	春日井市	25	(主)名古屋長久手線(60)	名古屋市内
3	国道 22 号	名古屋市	一宮市	26	(主)春日井稲沢線(62)	豊山町内
4	国道 23 号	弥富市	豊橋市	27	(主)一宮蟹江線(65)	稲沢市 蟹江町
5	国道 41 号	名古屋市	犬山市	28	(主)蟹江飛島線(66)	蟹江町 弥富市
6	国道 42 号	豊橋市内		29	(主)名古屋津島線(68)	名古屋市 津島市
7	国道 151 号	豊橋市	新城市	30	(主)名古屋西港線(71)	弥富市内
8	国道 153 号 (※ 1)	名古屋市	豊田市	31	(主)長沢蒲郡線(73)	豊川市内
9	国道 1554 号	名古屋市内		32	(主)豊田安城線(76)	豊田市内
10	国道 155 号 (※ 2)	弥富市	一宮市	33	(主)名古屋環状線	名古屋市内
		一宮市	小牧市	34	(主)堀田高岳線	名古屋市内
		春日井市	常滑市	35	(主)金城埠頭線	名古屋市内
11	国道 247 号	半田市	碧南市	36	(一)名古屋犬山線(102)	春日井市内
		常滑市内		37	(一)境政成新田蟹江線(103)	弥富市内
		豊橋市内		38	(一)湖西東細谷線(173)	豊橋市内
		名古屋市	東海市	39	(一)神屋味美線(196)	小牧市 春日井市
12	国道 248 号	豊田市	幸田町	40	(一)碧南半田常滑線(265)	碧南市 半田市
13	国道 259 号 (※ 3)	豊橋市	田原市	41	(一)蒲郡港拾石線(396)	蒲郡市内
14	国道 302 号	名古屋市	飛島村	42	(一)東七根藤並線(406)	豊橋市内
15	国道 419 号	豊田市	高浜市	43	(一)田畠名古屋線	名古屋市内
16	(主)豊橋渥美線(2)	豊橋市	田原市	44	(一)港中川線	名古屋市内
17	(主)半田南知多公園線(7)	南知多町内		45	(一)名古屋空港線(447)	豊山町内
18	(主)岐阜稲沢線(14)	一宮市	稲沢市	46	矢場町線	名古屋市内
19	(主)名古屋多治見線(15) (※ 4)	名古屋市内		47	(都)名古屋環状線	名古屋市内
20	(主)春日井各務原線(27)	春日井市内		48	(都)東志賀町線	名古屋市内
21	(主)東三河環状線(31)	豊橋市内		49	(都)大津町線	名古屋市内
22	(主)半田常滑線(34)	半田市	常滑市	50	平戸橋水源 3 号線	豊田市内
23	(主)半田南知多線(52)	半田市	武豊町			

※路線補足事項 (当初指定時から一部区間で路線名の変更等があった路線)

- ※ 1 国道 153 号 豊田市内 (主)豊田明智線(11)、(一)細川豊田線(340)、旧国道 153 号 4 号線を含む
- ※ 2 国道 155 号 豊田市内 国道 419 号 (国道 153 号交点(西町4丁目交差点)～国道 155 号交点(駒場町向金交差点)を含む)
- ※ 3 国道 259 号 豊橋市内 (一)野依植田線(408)、(一)東赤沢植田線(409)、豊橋市道植田町・老津町線(283)を含む
- ※ 4 (主)名古屋多治見線(15) 豊田市内 (主)名古屋瀬戸線(15) (小幡交差点～国道 302 号交点) 含む

追加指定	2021(令和 3)年 3 月	耐震診断結果の報告期限	2024 (令和 6) 年 12 月 31 日
------	-----------------	-------------	-------------------------

	路線名	区間	路線名	区間	
4-2	国道 23 号	蒲郡市内	29-2	(主)名古屋津島線(68)	津島市内
7-2	国道 151 号	新城市内	36-2	(一)名古屋犬山線(102)	小牧市内
8-2	国道 153 号	豊田市内	51	(一)名古屋空港中央線(448)	豊山町内
10-2	国道 155 号	豊田市内	52	(一)豊橋港線(393)	豊橋市内
11-2	国道 247 号	蒲郡市内			

追加指定	2026(令和 8)年 3 月	耐震診断結果の報告期限	2029 (令和 11) 年 3 月 末日
------	-----------------	-------------	-----------------------

	路線名	区間
25-2	(主)名古屋長久手線(60)	名古屋市内
40-2	(一)碧南半田常滑線(265)	常滑市内

### 【c. 特定既存耐震不適格建築物】

特定既存耐震不適格建築物は、法第14条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。要安全確認計画記載建築物については、P14～17参照。）です。

所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

c-1. 多数の者が利用する建築物（法第14条第一号）

P19 参照

c-2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）

P20 参照

c-3. その敷地が地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された道路に接する

通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）

P21 参照

## 【c-1. 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第一号）】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

表 2.5-多数の者が利用する建築物の要件

法 政令 第 6 条 第 2 項	用 途		規 模
第 1 4 条 第一 号	第一号 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ床面積 500 m <sup>2</sup> 以上
	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
第二号 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
第三号	学校	第 2 号以外の学校	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅* (共同住宅に限る。) 、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
	遊技場		
	公衆浴場		
第四号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	工場		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築		
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上

\* 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付けています。

## 【c-2. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

表 2.6-危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

法 政令 第7条 第2項	危険物の種類	数量
第14条第二号	第一号 火薬類	火薬 10 トン
		爆薬 5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
		銃用雷管 500 万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
		導爆線又は導火線 500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火薬又は煙火 2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く） 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30 トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
	第五号	マッチ 300 マッチトン*
	第六号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く） 2 万立方メートル
	第七号	圧縮ガス 20 万立方メートル
	第八号	液化ガス 2,000 トン
	第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る） 20 トン
	第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る） 200 トン

\* マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7,200 個、約 120 kg。

### 【c-3. 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）】

通行障害既存耐震不適格建築物の要件は、以下のア、イのとおり法で定められおり、対象道路は、本計画において、ウのとおりとします。

#### ア. 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）

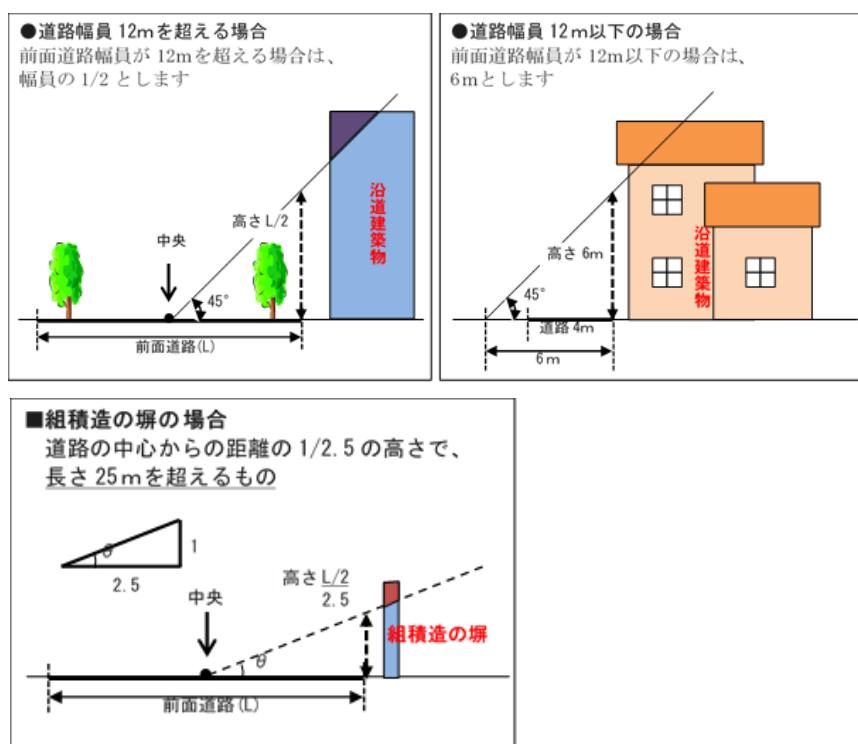


図 2.3-通行障害建築物の要件

#### イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

#### ウ. 対象道路

I 法第5条第3項第二号の規定に基づき定める道路（本計画で定める耐震診断義務付け道路）

図2.2、表2.4に示す道路

II 法第5条第3項第三号の規定に基づき定める道路

（本計画で定める耐震診断努力義務付け道路）

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、法第5条第3項第二号の規定に基づき定める耐震診断義務付け道路（図2.2、表2.4参照）以外の道路

III 法第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路

## 第3章 計画の方針

### 3-1 計画の方針

本県では、当初計画の策定から約30年間、住宅・建築物の耐震化・減災化の目標を掲げ、取組を進めてきました。

本計画では、これまでの本県の住宅・建築物の耐震化の状況を整理するとともに、耐震化の促進に向けた課題等を踏まえ、本県における耐震化の目標を設定します。

住宅の耐震化については、「耐震性が不十分な住宅」について目標を定め、耐震化を促進していきます。2025年度末の住宅の耐震化率は約93%、耐震性が不十分な住宅は約23万戸とそれぞれ推計しており、前計画で定めた2025年度に耐震化率95%という目標の達成には至りませんでした。本計画を策定するにあたり改めて目標年次を設定し、住宅の耐震化の促進に向け取組を強化していきます。

建築物の耐震化については、耐震性が不十分な「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」のそれぞれについて目標を定め、耐震化を促進していきます。特に耐震化が進んでいない「通行障害既存耐震不適格建築物」については、災害時の緊急輸送道路の通行を確保する観点から、本県として目標年次を定め、耐震化に取り組んでいきます。

さらに、減災化については、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」という目標を定め、減災化の取組を促進していきます。住宅については、地震時に住宅の倒壊等に巻き込まれることなく、屋外に出られること、怪我をせずに動けることが重要です。また、建築物についても社会や生活基盤の基本であることから、県民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧することが必要となります。

これらのことから、住宅・建築物それぞれの減災化対策について取り組みます。

加えて、過去の地震で一定の被害が発生している2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅についても、耐震性能検証の実施を促すとともに、検証の結果、専門家による診断が必要とされた住宅について、耐震化の取組を促進します。また、耐震化・減災化による「命を守る」取組のほか、地震後に住み続けることができる耐震性能を有する住宅への耐震化についても示すなど、「命をつなぐ」耐震化の取組への啓発も行います。

近い将来起こりうる南海トラフ地震をはじめとした大地震に備えるために、本計画で掲げた目標の達成や地震後の被害量の削減に向け、住宅・建築物の耐震化・減災化に取り組むこととします。

## 3-2 計画の目標

## 【住宅・建築物の耐震化の目標】

## ■住宅

2035(令和17)年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

## ■要緊急安全確認大規模建築物

2030(令和12)年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

## ■要安全確認計画記載建築物

○防災上重要な建築物（2015年7月当初指定、2021年3月追加指定）

2030(令和12)年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

○通行障害既存耐震不適格建築物（2014年3月指定、2021年3月追加指定）

2035(令和17)年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

## 【住宅・建築物の減災化の目標】

## ■住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

表 3.1-住宅・建築物の現状と耐震化・減災化の目標

区分	現状 2025 年度			耐震化目標 (耐震性不十分なもの)	減災化目標
	総数	耐震性 有り	耐震性 不十分		
住宅*	3,263,700 戸	3,036,900 戸	226,800 戸	2035 年度まで に概ね解消	住宅・建築物 の倒壊から人 命と生活を守 る
要緊急安全確認大規模建築物	477 棟	454 棟	23 棟 (未報告 1 棟含む)	2030 年度まで に概ね解消	
要安全確認計画 記載建築物	防災上重要な 建築物	74 棟	58 棟	2030 年度まで に概ね解消	
	通行障害既存耐震 不適格建築物	533 棟	170 棟	363 棟 (未報告 6 棟含む)	
他の建築物		—			

\*住宅は住宅・土地統計調査に基づく推計戸数を掲載

### 3-3 目標を達成するための新たな視点・強化する視点

現状の課題を踏まえて、本計画に反映する新たな視点やこれまでの取組でさらに強化する視点を以下に示します。

対象	【現状の主な課題】	【新たな視点・強化する視点】
所有者等	①耐震診断や改修に消極的な所有者に対し、効果的な周知・啓発の取組を進める必要がある	A 所有者（特に高齢者）に対する普及・啓発及び支援策の検討
	②所有者の家族や地域など、周囲からの啓発が可能な手法を強化する必要がある	B 所有者の周囲（子や孫など）に対する普及・啓発手法の検討
	③所有者のライフプランに合わせて耐震化・減災化手法が選択できるよう、情報提供を行う必要がある	C ライフプランの検討時に役立つ支援策の情報提供・発信方法の検討
設計者・施工者	④耐震診断から補強設計・改修工事等へつなげる取組を強化する必要がある	D 事業者の技術力の向上による、耐震化に係るビジネスモデルの普及
	⑤「工事コスト」を低減する手法について、情報提供や技術支援により、事業者が取り組みやすい体制構築を強化する必要がある	E 工事コストの意識について、精密診断法の活用や安価工法の理解・技術の向上に向けた取組の促進
行政	⑥建築基準に関する法や制度について、所有者に理解してもらえるよう情報を整理し、周知・啓発する必要がある	F 建築基準の整理により耐震改修のレベルをどこに設定するか、所有者が選択できる方法の検討
	⑦県及び市町村職員等の耐震化・減災化に対する知識、技術力の向上とフォローアップを図る取組を進める必要がある	G 行政職員の技術や意識を高めるための取組の促進
	⑧所有者への啓発や設計者等の技術力向上のため、産官学民の連携を強化する必要がある	H 推進協や減災協による啓発や技術力向上の取組の強化

## 第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

### 4-1 耐震化及び減災化に向けた役割

住宅・建築物の耐震化・減災化の促進には、所有者等が自らの問題、地域の問題としてとらえ、意識的に取り組むことが不可欠です。

県は、市町村が耐震診断・耐震改修を促進していくための環境整備や所有者等の負担軽減のための支援制度、人材育成などに対して必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を市町村と連携して解決していきます。また、国からの情報や他都道府県の先進的な取組等について、市町村と情報を共有するとともに住宅・建築物の所有者等へ周知を行っていきます。

市町村は、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を、県と連携して解決していきます。

耐震改修事業者（設計者・施工者等）は、県や市町村が行う耐震化・減災化に向けた取組に積極的に協力、参加し、耐震診断や耐震補強設計、耐震改修に関する技術・知識の向上に積極的に取り組むとともに、住宅・建築物の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に取り組むこととします。

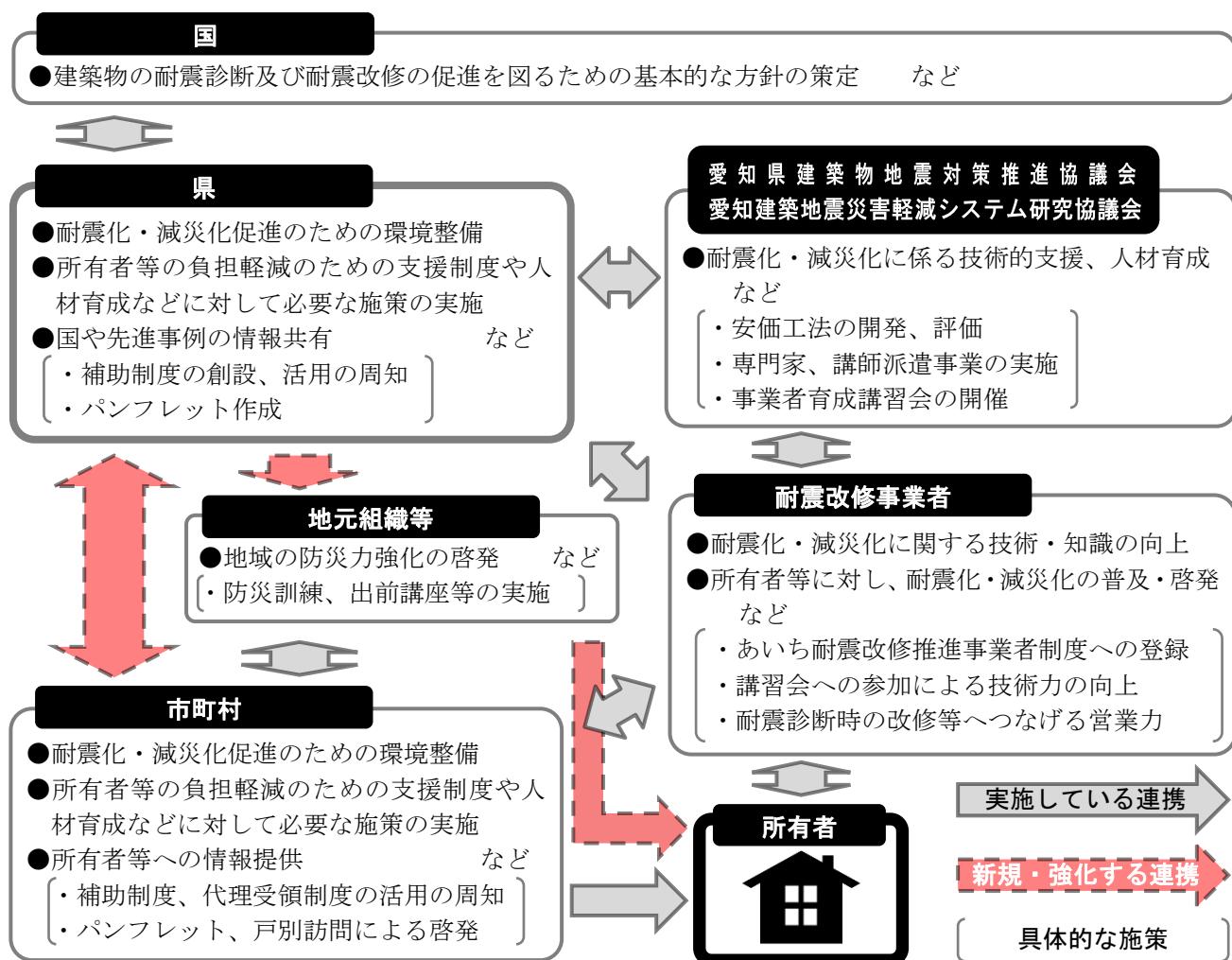


図 4.1-国・県・市町村・所有者等の役割

## 4-2 住宅の耐震化及び減災化の促進

### 1 旧耐震基準の取組方針

「2035（令和17）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」との目標を達成するために、耐震診断や耐震補強設計、耐震改修、除却に対する補助制度の活用、税制優遇措置や金融などの支援策を周知するなど、所有者等の耐震化に向けた取組を支援します。

耐震改修に対する補助制度を開始してから20年以上が経過し、耐震化・減災化に意欲的な所有者による対策は一通り完了したものと考えられます。今後は今まで耐震改修等に消極的であった所有者等に対する支援や地域ごとに耐震化が促進されない原因を突き止め、それに応じ工夫した取組が、更なる耐震化の促進には必要であると考えられます。

そのために考えられる方法として、

- ① 延床面積が大きい、高経年の住宅が安価に実施できる耐震化・減災化手法
- ② 省エネ改修やリフォームなど、機会を捉えた耐震化の啓発
- ③ 経済的、社会的等の理由を踏まえ、最低限命を守るための減災化の啓発

など、所有者のライフプラン等に沿った耐震化・減災化への取組を促進・強化します。

加えて、過去の地震被害の教訓から、「命を守る」ための耐震化だけでなく、「命をつなぐ」ための耐震化も示すことで、地震被害の絶対量の減少に寄与する住宅の耐震化の在り方を提示していきます。

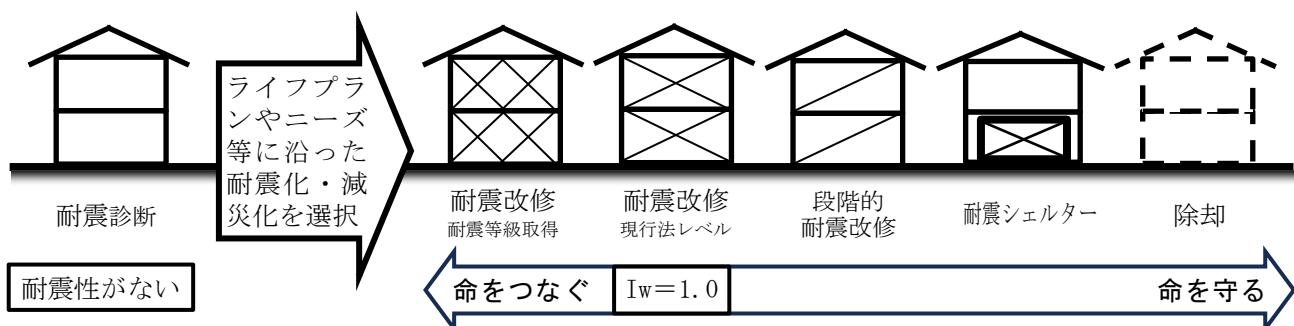


図4.2-耐震診断後の耐震化・減災化選択イメージ

表4.1-判定値と判定

判定値（上部構造評点 Iw）	判定
1. 5以上	倒壊しない
1. 0以上1. 5未満	一応倒壊しない
0. 7以上1. 0未満	倒壊の可能性がある
0. 7未満	倒壊の可能性が高い

※判定値 その住宅が大規模地震で倒壊しないために必要とされる耐力に対する、実際の住宅の柱や壁などの耐震性能の合計（保有耐力）の割合。

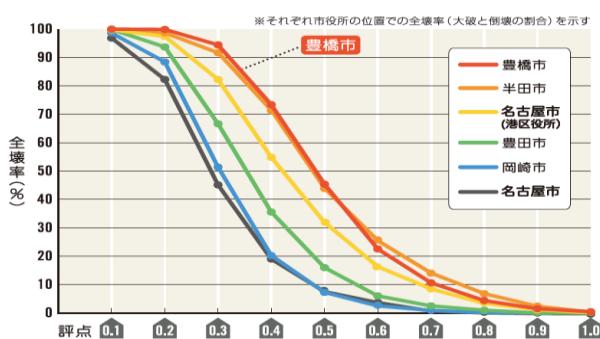


図4.3-南海トラフ地震における各地域での評点別全壊率

出典：木造住宅の耐震リフォーム

監修・制作：名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/名古屋大学 森研究室/（株）えびす建築研究所

## (1) 耐震診断の促進

耐震化を促進していくためには、まず、自らの住宅の耐震性能を把握していただくことが重要です。県では、市町村と連携して、木造住宅無料耐震診断事業を実施しており、非木造住宅の耐震診断費補助事業とあわせて、耐震診断を促進していきます。

また、県は2002（平成14）年から「愛知県木造住宅耐震診断員」を養成しており、住宅所有者からの耐震診断の依頼に応じ、市町村に登録した耐震診断員が速やかに耐震診断を行える体制整備に努めるとともに、引き続き、適切な耐震診断が行われるよう取り組んでいきます。

## (2) 耐震補強設計の促進

耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分と判定された場合、積極的に耐震改修を実施していただく必要があります。そのためにも耐震補強設計が必要となります。設計方法についても種類があり、その長所短所を理解したうえで設計方法を選択する必要があります。

設計方法は「一般診断法」と「精密診断法」の大きく2つに分類されます。

従来は耐震診断と同様の「一般診断法」による設計が主流でしたが、住宅の耐震性能を精緻に計算することで、工事費の軽減や工期の短縮が期待できる設計手法である「精密診断法」の普及や技術者養成に努めています。具体的には「精密診断法」に関する講習会の開催や「あいち耐震改修推進事業者（P38 参照）」として登録いただく際にも設計対応の可否を公表し、所有者と設計士つなぐ取組を進めています。

加えて、本県独自の制度として2025（令和7）年度から精密診断法による耐震補強設計への補助事業を開始し、所有者の財政負担が変わることなく設計手法を選択できるように取り組んでいます。

引き続き技術者の養成に取り組むとともに、技術力の向上により工事費の低減が図られるよう取り組んでいきます。

### 【参考】耐震診断・設計方法の種類について

診断方法のうち左側（ルート①）は、計算が容易である一方、安全側に計算されるため、耐震性能が低く出る傾向にあります。一方、右側へ行くにつれて、耐震性能を精緻に計算することとなるため、必要な補強数などを正確に把握することができ、経済的な設計が可能となります。その分診断費用が高いことや時間もかかることになるため、事情に応じて適切な診断方法を選択する必要があります。

表 4.2-耐震診断の方法及び計算で考慮する要素

項目	一般診断法		精密診断法 1	
	ルート①	ルート②	ルート③	—
必要耐力	総2階荷重	精算法	簡易Ai法	Ai法
配置バランス	4分割法	偏心率	偏心率	偏心率
劣化低減	全体低減		部位低減	
柱接合部低減	部位低減		部位低減	
壁基準耐力	標準仕様耐力表		標準+追加仕様耐力表&準耐力壁対応	

### (3) 耐震化・減災化に係る工事の促進

#### ① 「命を守る」ための耐震化

市町村と連携して、住宅の耐震改修費補助事業の実施等により、耐震改修の促進に取り組んでいきます。あわせて、耐震改修の方法等を分かりやすく解説したパンフレットやウェブページ等により、耐震改修の重要性について広く周知啓発を行っていきます。

また、建築後相当年数を経過した旧耐震基準の住宅では、高経年化により耐震改修にかかる費用が増加する傾向にあるため、工事費の低減に取り組むことが重要です。そこで、

「愛知建築災害軽減システム研究協議会（P37 参照）」において、安価な耐震改修工法の開発や評価、精密診断法が可能な設計者の養成を行うとともに、その普及に取り組んでいきます。

#### 【参考】診断方法別の補助制度の組合せによる所有者負担比較

一般診断法は、安全側に計算する設計手法であるため、補強箇所が多く工事費は高くなる傾向にあります。

一方、精密診断法は、補強箇所を最適化することができるため、一般診断法に比べると工事費は約3割、補助制度を活用すると、所有者負担は約5割低減できると見込んでいます。

表 4.3-診断方法別の金額及び所有者負担比較

工事金額	一般診断法の場合	精密診断法の場合
設 計 費	1 0 万円	3 0 万円
工 事 費	2 7 7 万円	1 9 4 万円
合 計	2 8 7 万円	2 2 4 万円

補助活用時	改修費補助工事費 1 1 5 万円	精密診断法による設計費補助 + 改修費補助 設計費 2 0 万円、工事費 1 1 5 万円
所有者負担	1 7 2 万円	8 9 万円
補 助 額	1 1 5 万円	1 3 5 万円
国	5 7. 5 万円	5 7. 5 万円
県	2 8. 7 5 万円	3 8. 7 5 万円
市町村	2 8. 7 5 万円	3 8. 7 5 万円

#### ② 「命を守る」ための減災化

減災化の手法としては、段階的耐震改修や耐震シェルター等の設置が挙げられます。

段階的耐震改修は、通常、判定値は 1.0 以上を確保した耐震改修工事を行うところを、工期や費用面から、当面、判定値を 0.7 以上確保することで、「倒壊の可能性が高い」ものを、「倒壊の可能性がある」程度まで耐震性を上げるなどにより、住宅の倒壊の危険性を少しでも解消する手法です。

また、寝室等の一部だけを強固なフレームで覆う耐震シェルターや耐震（防災）ベッドは、特に耐震改修に消極的な高齢者世帯の住宅において、住宅の倒壊から人命を守ることに対して、有効な手段の一つです。

県では、市町村と連携した補助事業や啓発等を行うことで、住宅の減災化を進めています。これにより、耐震改修に躊躇していた住宅所有者に対して選択肢を増やすことで、住宅の倒壊から命を守ることにつながることが期待されます。

### ③ 「命をつなぐ」ための耐震化

能登半島地震では、災害関連死が建物倒壊等による直接死の約2倍以上（2025（令和7）年12月時点）と、住宅の倒壊を免れても避難所等の過酷な環境におかれることで、地震後の人的被害が増加しています。そのため、南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、能登半島地震を教訓に耐震化・減災化などの「命を守る」対策だけでなく、避難所ではなく自宅で避難生活を送る、住み続けることで「命をつなぐ」対策もある旨、示されたところです。

能登半島地震における建築物の被害分析では、木造住宅に関し、現行の耐震基準への改修工事を行うことで被害の抑制効果はみられるものの、約6割は何かしらの被害が発生しています。一方、現行基準よりも大きな地震動に対して耐震性を有していると評価された住宅（「耐震等級」を取得した住宅）については、ほとんど無被害であったことが確認されております。

また国は、地震後は損傷により構造耐力が低下している可能性もあるため、住民等が住み続けられるかを判断するための方法として、「木造住宅の地震後の安全チェック」を公表しております。

自宅で避難生活を送ることで「命をつなぐ」ために、耐震改修時に求める改修レベルの選択や自宅の安全チェックができるよう、所有者への啓発に取り組んでいきます。

#### 【参考】能登半島地震での耐震化による効果について

旧耐震基準の木造住宅では、約2割が倒壊・崩壊の被害が発生しましたが、耐震改修することで倒壊を防ぐことはできたと報告されました。しかし、約6割はある程度の被害は出てしまうため、被災後修理が必要な場合があることや修理することで住み続けることが可能か不透明です。

また、住宅性能表示制度の「耐震等級」を取得した住宅や長期優良住宅の認定を受けた住宅は、ほぼ無被害であったことが確認されております。

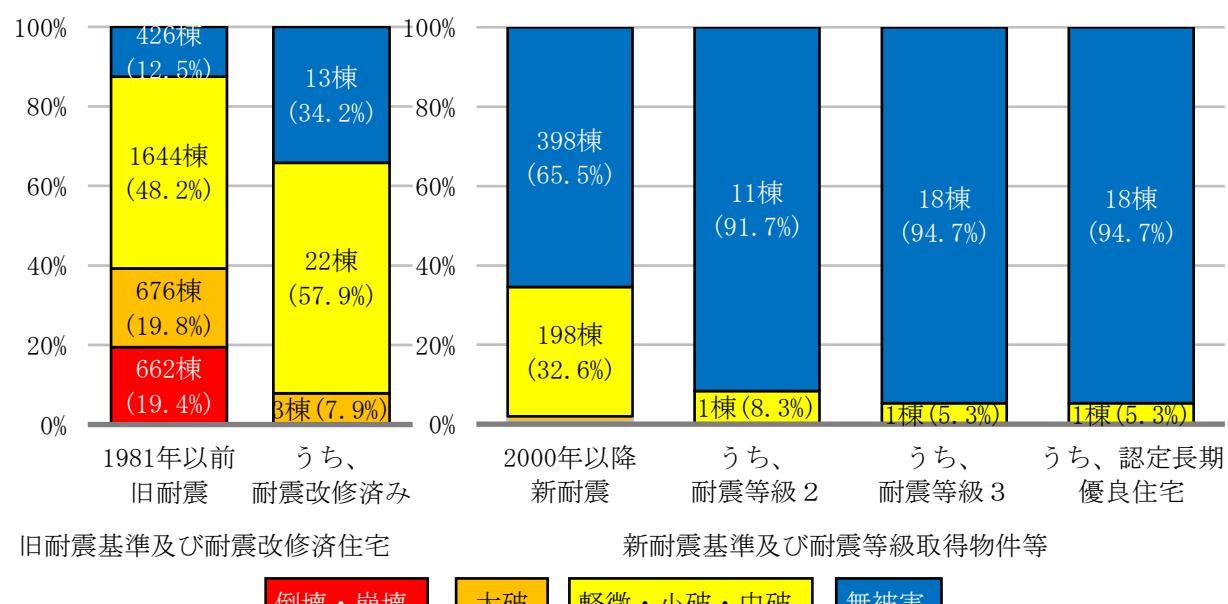


図 4.4-能登半島地震における対策前後の被害状況

出典 令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会 最終とりまとめ

## (4) 機会を捉えた耐震化・減災化の啓発

### ① リフォームの機会を捉えた啓発

リフォームやリノベーションにあわせて耐震改修工事を行うことは、所有者にとって新たな住まい方に向けて前向きな工事になることや、二つの工事を同時期に行うことで個別に工事を行うよりも費用が低減されるなどのメリットがあります。

県では、耐震化にあわせてバリアフリーや省エネルギー対策のリフォーム等に対する国の支援等の情報提供に努めるとともに、リフォーム等と耐震改修をあわせた工事事例紹介や補助制度の普及など、事業者や市町村と連携して、リフォーム等とあわせた耐震改修等の促進に取り組んでいきます。

### ② 建替の促進

本県は、他県に比べて、建替を含めた住宅の新築戸数の割合が高く、旧耐震基準住宅の減少と新耐震基準住宅の増加により、耐震化率の向上に大きく寄与している傾向が見られます。

建築後相当年数が経過した旧耐震基準の住宅では、耐震改修費の低減に取り組むとともに、建替を促進していくことも重要です。

県では、市町村と連携して、旧耐震基準のものが多く残っている木造住宅の除却工事に対する補助制度を行っており、より一層の活用の促進に取り組んでいきます。特に、2024

（令和6）年度から、木造住宅を除却する場合に所有者等が活用できる容易な耐震診断方法も公表されたため、耐震性が不足している木造住宅の除却の促進に向け周知を行っていきます。

また、過去の地震では、空き家住宅が倒壊し、道路を塞いだことにより、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになったことから、空き家住宅の対策も重要です。県では、空き家住宅の所有者が行う老朽化した空き家の除却に対して、市町村と連携した補助を実施しており、これらの支援により、住宅の建替の促進に取り組んでいきます。

## (5) 耐震化・減災化に係る費用負担低減施策の展開

耐震改修等の実施にあたり所有者が検討する要素の一つに費用負担が挙げられます。

本県では安価な耐震改修工法の開発・評価や精密診断法の普及・補助など工事費の低減につながる施策を展開しているところですが、今後も工法開発や補助制度の見直しにより所有者により使いやすい制度となるよう検討していきます。

その他の施策として、「所有者に代わって工事施工業者が補助金の受領までを代理で行うことができる」代理受領制度は、所有者が用意する費用の低減につながること、また旧耐震基準の住宅の耐震改修に対して、所得税額の特別控除や固定資産税の減額制度が設けられていることから、県では市町村と連携して活用が図られるよう、取り組んでいきます。

また、独立行政法人住宅金融支援機構では、耐震改修リフォーム融資や高齢者向けのリバースモーゲージ型融資等を実施しております。特にリバースモーゲージ型融資を活用した場合には、利息の低減により所有者負担がなく耐震改修工事を実施することができる場合もあります。所有者のニーズに応じた支援が受けられるよう、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して情報提供に取り組んでいきます。

### 【参考】代理受領制度を活用した補助スキーム

補助金は原則、耐震改修工事が完了し、所有者から施工業者等へ代金が支払われた後、市町村から所有者へ振り込まれます。

代理受領制度を活用すると、市町村から施工業者等へ補助金が支払われるため、所有者が工事代金全額を用意する必要はなくなるため、一時的な負担の低減を図ることができます。



図 4.5-代理受領制度の支払いスキーム

### 【参考】「リ・バース 60」を活用した補助スキーム

「リ・バース 60」は、(独)住宅金融支援機構と提携する金融機関が提供する住宅ローンであり、耐震改修を行う際に融資を受けた場合、その支払いは毎月の利息のみであり、元金は契約者が亡くなったときに、相続人からの一括返済か、担保物件の売却で返済をする制度となります。

市町村から耐震改修費補助を受け、耐震改修融資を受けることで、利子補給制度の活用が可能となり、所有者が支払う利息の一部、又は全額が補助されるため、所有者の生前の負担を抑えることができます。

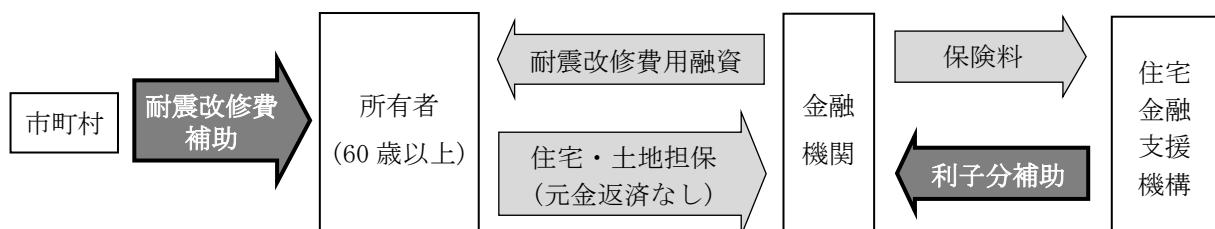


図 4.6-「リ・バース 60」の利子補給スキーム

## (6) 住宅供給公社等による耐震改修支援

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります、そのことが、耐震改修が進まない要因のひとつになっています。

そこで、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅を始めとした公的賃貸住宅などの活用を図ります。

## 2 2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅の取組方針

2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅については、耐力壁の量は現在の基準と変わりませんが、その配置バランスや柱梁接合部金物の規定が明確でなかったため、過去の地震では、現行規定を満足していない住宅で倒壊・崩壊被害が確認されるなど、一定の被害が発生しております。

国はリフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨するとともに、(一財)日本建築防災協会は2000年5月以前に建築された木造住宅の耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を公表しており、所有者等による自己チェックの方法がとりまとめられております。県は、市町村と連携してこの検証法の周知等を行っていきます。

併せて、耐震性能検証法を実施した結果、「専門家による診断が必要」となった住宅に対しては、無料の耐震診断をはじめとした耐震化・減災化の促進に向けた取組を旧耐震基準の住宅と同様に実施していきます。

加えて、築40年近く経過した住宅もあることから、劣化箇所等の適切な補修・修繕をしていくことで耐震性能を維持していくことが重要であり、定期的な点検を実施することを推奨していきます。

## 3 その他の取組

### (1) 家具等の転倒防止の促進

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。家具等の転倒防止対策は、身近で比較的簡単にできる効果が高い地震対策であることから、家具等の転倒防止対策を促進していきます。

具体的には、民間事業者やボランティア団体と連携して、イベント出展等による家具固定啓発や家具固定のチラシ配布などを行っています。

また、県民の皆様からの家具固定の相談にお答えする家具固定相談窓口を設置したり、地域で行われるイベントや講習会、防災訓練へ家具固定器具の取付け指導等を行う「家具固定推進員」を派遣しており、これらにより、家具等の転倒防止対策を促進していきます。

## (2) 地震時の電気火災対策

地震後による火災の原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具である感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

県は、地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及や自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと等、地震時の電気火災対策の啓発に取り組みます。

## 4－3 建築物の耐震化及び減災化の促進

### 1 取組方針

建築物は、都市機能や生活の基盤となるものです。公共施設はもちろんのこと、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設、病院や老人ホームなどの医療福祉施設など、様々な建築物を地震から守ることは、利用者の命を守るだけでなく、生活を守ることにもつながることから、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進していく必要があります。

特に、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある、若しくは、耐震改修を促進する必要がある耐震診断義務付け建築物は、本計画において建築物の耐震化の目標として定めています。これらの建築物所有者に対して、耐震化の必要性や耐震改修方法等について、市町村や関連する業界団体等とともに普及啓発に努めたり、補助制度などを活用したりすることで、耐震性が不十分なものが早期に解消されるよう、重点的に耐震化を促進します。

また、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物に対しても、耐震診断や耐震改修に対する補助制度の活用など、耐震化を促進します。

加えて、災害発生後、速やかに社会活動が復旧できるようにするため、耐震改修を促進するだけでなく、減災対策を進めていきます。

### 2 耐震診断の促進

旧耐震基準の建築物の耐震化を図るためには、まずは、建築物の耐震性能を把握していく必要があります。耐震診断を実施することが重要になります。特に、耐震診断義務付け建築物は、地震時の社会的影響から耐震性能を早期に把握する必要がある建築物であり、法に基づき、耐震診断の結果を公表することとされています。そのため、県は、今回指定する耐震診断義務付け道路の通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震診断費補助事業を実施することで、耐震診断を促進していきます。

あわせて、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物についても、多くの人命や生活を守る観点からも耐震診断を実施することは不可欠であるため、市町村と連携して、建築物の耐震診断費補助事業を行うことにより、耐震診断の促進に取り組んでいきます。

また、耐震診断で行う実地調査等についてはカメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施することも可能であるため、建築物の適切な維持管理での活用も含め、促進に取り組んでいきます。

### 3 耐震化の促進

耐震診断の結果、建築物の耐震性が不十分と判定された場合、利用者の命や県民の生活を守るために、耐震改修を実施していただく必要があります。特に、耐震診断義務付け建築物に対しては、重点的に、耐震改修の実施を促していく必要があります。そのため、県では、市町村と連携して、要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業を実施し、耐震改修の促進に取り組んでいきます。

また、県は、耐震診断義務付け建築物が所在しているものの、補助制度を設けていない市町村に対して、補助制度創設を働きかけていきます。

加えて、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物においても耐震改修を実施することが必要です。県は、市町村と連携し、耐震改修に対する補助制度をはじめ、耐震改修の専門家を派遣する事業や、所有者に耐震化の重要性を理解してもらうための普及啓発活動等により、耐震性が不十分な建築物の耐震化に取り組んでいきます。

また、能登半島地震では、免震構造の建築物については揺れを低減することで使用継続ができた事例もあるため、国が公表している「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用促進に取り組んでいきます。

### 4 減災化の促進

#### (1) 非構造部材の落下防止対策

東北地方太平洋沖地震や熊本地震では、大規模空間の天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多くありました。窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により避難者や通行人、あるいは、建築物の在館者に被害を発生させる危険性があることから、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやウェブページで広く周知等を行っていきます。

また、2014（平成 26）年 4 月の建築基準法施行令の改正により、大規模な空間の天井に対して、天井脱落対策が強化されたことを受け、県は、市町村と連携して災害時に重要な機能を果たす建築物等における該当する天井の改善を促していきます。

#### (2) エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策

東北地方太平洋沖地震では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案、大阪府北部地震では、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられる、などの被害が発生しています。

これらの被害を避けるために、エレベーターの支持部材の耐震化や釣合いおもりの脱落対策、エスカレーター落下防止対策などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図ると共に、県は市町村・関係団体と連携して、エレベーター及びエスカレーターの所有者や管理者に対して定期検査等に合わせ、改善を促す取組を促進していきます。

また、地震時における給湯設備などの転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知啓発を進めています。

## 5 建替の促進

旧耐震基準の建築物は、建築後相当年数が経過してきており、長寿命化計画等を策定して計画的に改修を行っていく建築物もあります。一方で、老朽化に伴い建替や除却を選択する場合も見られます。建替や除却も建築物の耐震化につながることから、耐震改修費補助事業を実施することで、建替等を促進する取組についても支援や啓発を実施していきます。

## 6 その他の取組

### （1）専門家の派遣等による合意形成への支援

建築物のうち、マンションや事務所ビルなどの区分所有建物や賃貸物件は権利者が多いため、合意形成が困難であることから、耐震化に対する障壁の一つとなっています。

本県では、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会と連携して耐震化の相談や構造等に関する専門家を現地に派遣する取組を進めるとともに、権利者間の合意形成に対する支援を検討していきます。

### （2）耐震改修促進税制や融資

耐震診断義務付け建築物で耐震診断結果を報告し、耐震改修が完了したものについては、所得税の特別控除や固定資産税の減額の措置が講じられています。県は、市町村と連携し、これらの税制措置を円滑に活用できるよう広く情報提供を行っていきます。

また、県では、中小企業者の資金ニーズに応じた融資制度を実施しており、中小企業所有の建築物について、耐震改修工事の資金として活用できるよう情報提供を行っていきます。

### （3）災害時受入拠点整備への支援

災害時受入拠点の施設（市町村が必要とする帰宅困難者を受け入れる施設（一時滞在施設）や、負傷者等を受け入れる災害拠点病院等）について、必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する必要があるため、県は、市町村等の受入拠点となる施設の整備に対し、国の支援制度の周知等を行っていきます。

## 4-4 耐震化及び減災化に向けた環境整備

### 1 取組方針

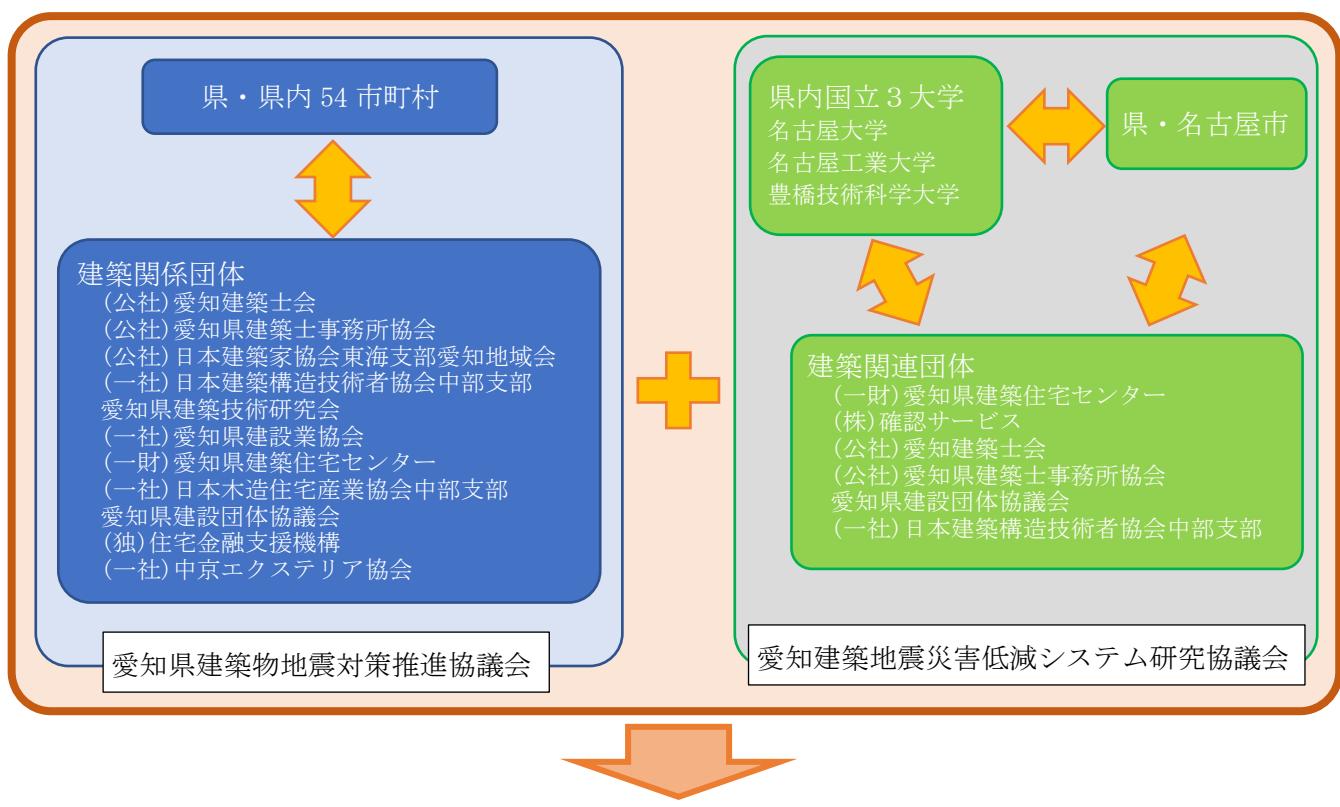
住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するための環境整備を推進するため、「人材育成」、「普及・啓発」、「地震に強いまちづくり」及び「市町村支援・連携」の分野に対して、二つの協議会と連携して、取り組んでいきます。

#### (1) 愛知県建築物地震対策推進協議会

建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等の震前対策、地震により被災した建築物や宅地の危険性を判定する応急危険度判定制度の適正な運用と体制整備を図る震後対策を目的とした、県と県内全市町村及び建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を1998（平成10）年（前身は「愛知県建築物震後対策推進協議会」）より設置しています。

#### (2) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

大学、地方公共団体、建築関係団体等が連携して、大学が保有する関連施設や技術力の効率的な利用を図り、建築物における地震災害軽減の研究した成果を広く普及し、県内の建築地震災害の軽減につながることを目的として、県内国立大学法人（名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学）、地方公共団体（県・名古屋市）及び、建築関連6団体で構成される「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下「減災協議会」という。）」を2005（平成17）年より設置しています。



## 2 人材育成

設計者、施工者等の耐震改修事業者及び行政職員は、耐震化・減災化の最前線で、それぞれ重要な役割を担っています。特に耐震改修事業者にとって、耐震化事業が慈善事業ではなくビジネスモデルとなることで耐震化が促進されるよう、それぞれの技術や知識の維持・向上のために推進協議会や減災協議会と連携して、人材を育成していきます。

### (1) 耐震改修事業者や地域で耐震化に関するアドバイスができる人材の育成と強化

#### ① 愛知県木造住宅耐震診断員

木造住宅耐震診断事業の担い手として、「愛知県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）を養成します。

本県では、2002（平成14）年度から耐震診断員を養成し、民間木造住宅の耐震診断を実施していますが、耐震診断を実施していない旧耐震基準の木造住宅は多く存在し、引き続き、耐震診断を促進していく必要があります。

また、耐震診断から耐震改修へつながる件数を増加させるために、耐震診断員から住宅所有者への耐震改修の働きかけの支援や設計・改修に至るまでの効率化を図る取組を進めています。

#### ② あいち耐震改修推進事業者

耐震改修に積極的な事業者で、推進協議会の会員団体に所属している事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成し、名簿に登録します。

あいち耐震改修推進事業者名簿では、後述の安価な耐震改修工法に関する講習会等の参加状況や、補助制度の活用実績などを明示しており、耐震改修事業者の実績が把握できるようになっています。名簿は、推進協議会のウェブページを通じて公開するとともに、市町村窓口において閲覧に供しており、住宅・建築物の所有者と耐震改修事業者をつなぐ取組を進めています。

また、あいち耐震改修推進事業者に対して、のぼり旗などの支援ツールを提供し、工事現場で掲げることで、事業者からの普及啓発の役割も期待できます。

#### ③ 地域で耐震化に関するアドバイスができる人材

住まいの耐震改修や家具の転倒防止に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う者として「耐震化アドバイザー」を養成します。

耐震化アドバイザーは、地域や市町村が設置する耐震診断・耐震改修に関する相談窓口や相談会、地域主体の勉強会などにおいて、相談対応や地域の耐震化を進める牽引役として活動を展開します。

#### ④ 安価な耐震改修工法を活用できる人材

減災協議会で、評価・開発された「安価な耐震改修工法」について、積極的に活用できる設計者や施工者を養成するために、減災協議会や推進協議会と連携して、工法の説明会や耐震診断・改修設計の研修会、改修工事の実務講習会等を実施します。

安価な耐震改修工法を有効かつ適切に活用し、耐震改修工事に係る費用を低減することで、住宅所有者の負担が軽減され、耐震化の促進につながることが期待されます。

また、耐震改修を進めていくために、さまざまな事業者の取組や手法を共有したり、連携することで耐震改修を効果的に進めることができるよう、事業者同士が交流できる枠組みを検討していきます。

### **(2) 行政職員の育成と連携強化**

県及び市町村職員の耐震改修に関する意識啓発や知識、技術等の向上のために、継続的に意見交換や研修の場を設ける取組を行っています。各市町村での事例や課題などを共有し、推進協議会や減災協議会とも連携して、県内で実施できる効果的な施策の提案などに取り組みます。

加えて、福祉部局などとの連携や他の補助制度との組合せにより所有者へ耐震化・減災化の情報提供できる機会を増やすことができるよう、連携のあり方を検討していきます。

## **3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発**

耐震化・減災化に意欲的な所有者による対策が一定程度完了した現在、消極的な所有者への働き掛けを強化するとともに、山間部や半島先端部など、旧耐震基準の住宅が多い地域もあることを考慮し、効果的な啓発方法を検討・実施していきます。

### **(1) 所有者やその周囲（子や孫など）に対する普及・啓発の実施**

#### ① 高齢の所有者に対する普及・啓発

旧耐震基準の住宅は、建築後相当年数が経過しており、高齢者が居住する住宅が増加傾向にあります。耐震化・減災化の取組は自らの命を守るだけでなく、子・孫に対する万が一への安心感の提供や売買時の資産価値向上の可能性もあります。このような状況を踏まえ、これまでの普及啓発の取組に加えて、あらゆる耐震化・減災化の手法について、戸別訪問を含めた直接的な啓発に取組を進めています。

#### ② 所有者の家族等に対する啓発

旧耐震基準の住宅には高齢者が居住する一方、その子や孫などの家族が別居している場合、子らは親が居住する住宅の耐震化に関する情報を得る機会が限られてしまいます。行政からの情報を所有者だけにとどめるのではなく、訪れる機会がある家族等へも情報が伝わることで、家族から所有者へ耐震化・減災化を考える機会の提供や働き掛けができるような啓発方法を検討・実施していきます。

## (2) インターネット等を積極的に活用した普及・啓発の実施

### ① ウェブページやSNSによる情報発信

県では、耐震化に関する情報提供の一環として、ウェブページを活用し「建築物の防災と地震対策」等についての情報（耐震診断・耐震改修の補助制度の内容や、耐震改修に係る税制優遇、講習会等の開催のお知らせ、地震防災マップ、液状化マップ等）を提供しています。今後は、ウェブページのみならず、SNS等による情報発進を積極的に活用し、耐震化に関する情報を所有者だけでなく、所有者の家族や地域の方へ提供し、所有者へ届けることができるような周知啓発手法を検討し、広く情報提供を行っていきます。

### ② パンフレット等の作成

耐震化・減災化の促進には県民への周知啓発が何よりも重要と考えます。そのために「手にとってもらいやすく、分かりやすい」を意識し、耐震化・減災化の必要性や効果、費用負担を軽減できる手法についての情報提供や支援事業のPRを積極的に展開していくためのパンフレットや啓発パネル等を推進協議会、減災協議会と連携して、作成していきます。

作成したパンフレットやパネルについては、市町村の窓口や戸別訪問、防災イベントなどで活用できるよう、市町村等と共有展開していきます。

## (3) 安価な耐震改修工法の普及・啓発

耐震改修をするうえで、所有者が検討する要素の一つとして工事金額がありますが、その金額が低くなり、所有者負担が軽減されることは、耐震改修の実施に大きく影響します。そのため、本県では減災協議会と連携し、大学の研究及び施設を活用した実証実験などによる新しい安価な工法の開発や企業が開発した新工法の評価など、多くの耐震改修工法を開発・評価してきました。

安価な耐震改修工法は、天井や床を撤去することなく工事を行うことができるものが多く、工事費の低減だけでなく工期も短縮されるなど、それらを普及することが耐震化の促進につながります。

県は、これらの成果を受けて、減災協議会や推進協議会と連携して、普及啓発パンフレットの作成や安価な耐震改修工法を普及するための講習会、実演し施工方法を学ぶ実務講習会の実施などにより、安価な耐震改修工法による耐震化を普及促進し、住宅の所有者がより容易に耐震化を実施できるように取り組んでいきます。

## (4) 地域性を踏まえた普及・啓発

山間部や半島部は、旧耐震基準の木造住宅の割合が高く、耐震化率も低い地域ですが、地震後孤立地域となるなど、救助に時間要する可能性があるため、ほかの地域よりも高い防災対策を行い、災害に備える必要があります。

こうした地域では、土砂災害や津波などのハザードマップと重ね合わせた施策の重点対象地域の選定や、補助・啓発などを重点的に行うための制度設計や啓発方法を検討するなど、地域の防災意識を高めるための施策を検討します。

## 4 地震に強いまちづくり

県内の自治会、町内会、学区協議会、自主防災会などの地域団体や、企業、学校などが実施する住宅・建築物の耐震化・減災化に関する取組や勉強会、講演会等に対し、積極的に支援していくことで、地域における、耐震や減災に対する意識向上と耐震化・減災化の取組に繋げ、地震に強いまちづくりを進めていきます。

### ① 地域団体が行う耐震化に取り組む活動支援

地域団体が主体となり、市町村と協力し、耐震施策の啓発及び耐震診断や耐震補強設計、耐震改修の促進のために取り組む活動（学習会、講演会、相談会など）に対して減災協議会と連携し支援していきます。

### ② 耐震講座等の実施

県民に対し、地震に強い住まいづくりやまちづくりのために住宅・建築物の耐震化・減災化の重要性について、「県政お届け講座」の実施や、地域団体主催の勉強会や講演会などに、減災協議会と連携して、大学の研究者など専門家を講師として派遣することで、耐震化・減災化の意識が向上するよう啓発していきます。

また、市町村が実施する地域に向けた同様の取組に対しても、支援していきます。

## 5 市町村との連携

耐震化・減災化を促進するうえで、所有者との窓口となる市町村との連携が重要になることや、市町村職員は技術職員が少なく、専門的な対応が困難な場合もあることから、推進協議会や減災協議会とも連携して支援していきます。

### ① 耐震化・減災化の取組に対する相談窓口の充実

各市町村の耐震化等に関する相談窓口や相談会において、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事及び融資などの専門的な相談に対応できる各分野の専門家の派遣を、推進協議会や減災協議会と連携して行います。

### ② 市町村が実施する出前講座等に対する支援

各市町村が実施する出前講座や耐震に関するイベントに対し、県、推進協議会及び減災協議会は、普及啓発用の教材やパネル等の提供、専門家の派遣などにより、積極的に支援していきます。

### ③ 戸別訪問の支援

耐震診断を実施していない住宅や診断後、耐震化・減災化の取組を行っていない住宅に、市町村が地元の町内会や建築関係団体等と連携して実施する戸別訪問に対して、県は、専門家の派遣や普及啓発に関するパンフレットの提供等の支援をしていきます。

特に建築職員が少ない市町村が実施する戸別訪問については、県の建築職員も同行し、所有者のニーズに応じた耐震化・減災化の方法を紹介できるよう連携していきます。

### ④ 行政職員による意見交換、研修会の実施

県及び市町村職員で定期的に耐震化・減災化に関する意見交換や研修会を実施していきます。他県や市町村の好事例の取組や課題を共有し、課題の解決、県内で取り組むべき施策や事業などを、市町村と連携して進めています。これにより、市町村が行う耐震化施策の推進を図っていきます。

#### 【参考】他県の耐震化施策について

本県の耐震改修の累計実績は全国3位（2025年度時点）ですが、全国1位静岡県や2位高知県では地域の実情に応じた取組により、耐震化を促進していますので紹介します。

静岡県では、所有者への戸別訪問やDM、テレビ等のメディア活用など、所有者にわかりやすい情報発信により、きめ細やかな啓発を行っています。

また高知県では、補助金の定額化や安価工法の普及など、所有者負担を減らす取組や、戸別訪問の複数回実施など、所有者の耐震化への意識づけや地域との連携により、耐震改修につなげる取組を行っています。

表 4.4-補助金額及び補助率（2025年度）

	静岡県	高知県	愛知県
診断	47,180円 100%	84,700円 100%	47,200円 100%
補強	—	35.6万円 100%	20万円 2/3
設計	100万円 80%	165万円 100%	115万円 80%
改修			

#### 【参考】地震時のリソース不足に関する検討について

※2月中旬に研究会を開催するため、その結果をもって加筆・修正予定

西三河地域の産官学民で構成される西三河防災減災連携研究会では、2025年度の取組で住宅・建築部局と防災部局が協同で南海トラフ巨大地震発生時の被害と、それに対応する災害時のリソースの洗い出しを行いました。その結果、想定される被害数に対して、対応できる行政職員や建設業者、建設資機材が不足し、災害時の対応がままならない可能性が示唆されています。

表 4.5-西三河9市1町における南海トラフによる被害想定と災害時のリソース（2025年度時点）

#### ■南海トラフ巨大地震での被害想定

人口	1,603,244人
住宅棟数	481,643等
建物被害総数	82,546棟
——うち全壊	26,851棟
——うち半壊	55,695棟
死者数	2,217人
重傷者数	1,704人
軽傷者数	7,803人
避難者数	327,858人

#### ■災害時の対応人数・業者（住宅・建築関係）

応急危険度判定員の数	2,334人
——うち行政（担当部局）	404人
——うち行政（担当部局以外、OB）	1,245人
——うち民間等	718人
建設業者の数	522業者
応急仮設住宅建設可能戸数	5,738戸
応急修理業者数	504業者
災害公営住宅	8,968戸

## ⑤ 耐震診断義務付け道路の指定に向けた支援

緊急輸送道路は避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路として、第1次から第3次まで指定がされています。

本計画では第1次緊急輸送道路を基本に耐震診断義務付け道路、その他の緊急輸送道路を耐震診断努力義務付け道路としてそれぞれ指定しているところです。

一方で、第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点などを結ぶ道路として指定されている、第2次や第3次緊急輸送道路も災害時の避難路として同様に通行を確保する必要があることから、市町村耐震改修促進計画において、避難所への輸送道路の優先度等を鑑み、第2次、第3次緊急輸送道路を耐震診断義務付け道路として指定を検討するよう働きかけます。

## 4-5 建築物に対する指導等について

所管行政庁として、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要に応じて、所有者に対し、指導及び助言、又は指示、命令を次に掲げる建築物の区分に応じ、法に基づき適切に実施していきます。

なお、県が所管行政庁となる区域では、建築物の所在する市町村と連携し、指導等を実施していきます。

表 4.6-所管行政庁

所管行政庁	対象区域	所管する建築物	建築基準法の区分
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市		建築物全て	特定行政庁
瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、東海市、稻沢市、大府市	各市の区域	○建築基準法施行令第 148 条に係る建築物 • 地階を除く階数が 2 以下で延床面積が 300 m <sup>2</sup> 以下の木造建築物 • 平屋建で延床面積 200 m <sup>2</sup> 以下の非木造建築物（鉄骨造、R C 造など）ただし、200 m <sup>2</sup> を超える特殊建築物（店舗や共同住宅など）を除く ○建築基準法第 6 条第 1 項第三号建築物	限定特定行政庁
愛知県	上記以外の市町村の区域	建築物全て	特定行政庁
	限定特定行政庁が所管する市の区域	限定特定行政庁所管以外の建築物	

### ① 耐震診断義務付け建築物

#### 対象建築物の周知

- ・所管行政庁は、対象建築物の所有者に対して、耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。
- ・所管行政庁は、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対し、個別に通知や訪問等を行うなど、耐震診断結果の報告を促し、それでもなお報告しない場合にあっては、所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命じ、その旨を公報、ウェブページ等で公表します。

#### 耐震改修の指導・助言及び指示

- ・所管行政庁は、耐震診断の結果において、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、定期的に耐震改修等の指導及び助言を実施し、指導等に従わない者に対しては、必要な指示を行います。

**勧告・命令**

- ・所管行政庁は、指導、助言、指示等を行ったにかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかつた場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定特定行政庁と連携して行います。

**② 指示対象建築物**

- ・特定既存耐震不適格建築物で地震に対する安全性の向上が特に必要な建築物（以下「指示対象建築物」という。）に対しては、所管行政庁は、必要な指示をすることができます。（法第 15 条第 2 項）

**対象建築物の周知**

- ・所管行政庁は、指示対象建築物（表 4.6）の所有者に対しては、所有建築物が当該建築物である旨の周知を図ります。

**耐震改修の指示**

- ・所管行政庁は、指示対象建築物の所有者に対して、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

**勧告・命令**

- ・所管行政庁は、指示等を行ったにかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかつた場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定特定行政庁と連携して行います。

**③ 指導・助言対象建築物**

- ・所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 15 条第 1 項）

**耐震改修の指導・助言**

- ・所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 16 条第 2 項）

表 4.7-法における規制対象一覧（法第 16 条を除く）

※旧耐震建築物

用途	特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物※の要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積1,500 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上		
病院、診療所		階数3以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		階数3以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ床面積500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ床面積750 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ床面積1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ床面積1,000 m <sup>2</sup> 以上		
遊技場			
公衆浴場		階数3以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ床面積2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積500 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ床面積5,000 m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災上重要な建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

## 第5章 その他関連する施策等

### ① 県有施設及び市町村有施設の耐震化状況の公表

一定規模以上の庁舎・県立学校・県立病院等の県有施設については、耐震診断の結果及び整備計画の実施状況について公表を行います。その他の県有建築物についても、耐震診断を行った場合は公表を行います。

また、各市町村の所有する公共建築物については、市町村耐震改修促進計画において、その対象を明記し、耐震化の状況等を公表するものとします。

### ② 法に基づく各種認定の実施

県始め所管行政庁は、建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、法における以下の認定について、県民に対して広く周知し、申請を受理した場合は、耐震評定を行う専門機関と連携し、適切かつ速やかに認定事務を進めていきます。

#### ■耐震改修計画認定（17条認定）

既存耐震不適格建築物を耐震改修に伴う増改築工事を行う場合、耐震関係規定等に適合させれば、当該増改築工事後も、引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができます。

また、認定を取得することで、容積率や建蔽率の緩和を受けることができます。

#### ■基準適合認定（22条認定）

新耐震、旧耐震の別や用途、規模等に関わらず、全ての建築物に対し、耐震関係規定等に適合している場合、当該建築物が地震に対する安全性が確保されている旨の表示を付することができます。

#### ■要耐震改修認定（25条認定）

分譲マンションなどの区分所有建築物は、共用部分の変更に該当する場合、区分所有法において、区分所有者の4分の3以上の多数による集会の決議を経る必要があるところ、耐震性が不十分だと認定を受けた区分所有建築物は、決議要件を2分の1以上の多数として耐震改修を行うことができます。

### ③ ブロック塀等の安全対策

地震によりブロック塀等が倒壊すると、死傷者が発生したり、道路を閉塞したりするおそれがあり、避難や救援活動にも支障をきたすことになります。このため、倒壊の危険性があるブロック塀等について、県と市町村及び建築関係団体が連携してパトロールを実施し、危険なブロック塀等の解消に向けた指導助言等の取組を行っていきます。

また、パンフレットや点検チェック用のチラシなどを、ウェブページへの掲載や、市町村への窓口で配布することで危険なブロック塀等の対策の重要性の周知を行っていきます。県では、民間ブロック塀等に対する除却費等補助制度を設け、危険なブロック塀等の除却を進めるために、市町村と連携して取り組んでいきます。

その他、県内の一部の市町村では、ブロック塀等を生け垣に替えるなど、緑化を推進し環境保全を図ることや想定される地震被害の軽減を図るなどの合理的な方法に対して、補助金による支援を行っています。

### ④ 土砂災害等に対する住宅・建築物の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害特別警戒区域や災害危険区域では、住宅・建築物への土砂被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転や、「土砂災害対策改修費補助事業」による住宅・建築物の改修による安全対策を促進していきます。

また、県は大規模な地震の発生に備え、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを県民に周知し、防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として、大規模盛土造成地を示したマップを作成し、その情報提供に取り組んでいます。

### ⑤ 瓦屋根の安全対策

令和元年房総半島台風(第15号)によって、住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことを受け、2022(令和4)年に建築基準法の告示が改正され、瓦屋根の緊結箇所や方法の仕様が規定されました。

これによりすべての瓦を緊結することが義務化され、既存住宅・建築物の瓦についても強風や地震による滑落を防止するための対策が求められます。

そのため、本県では告示基準に適合しているかの診断や、基準に適合させるための改修に対して、「耐風診断・改修費補助事業」を実施し、瓦屋根の安全対策を促進していきます。

## ⑥ 津波災害に対する住宅・建築物の安全対策

東北地方太平洋沖地震では、地震による住宅や建築物の倒壊によって、負傷したり、避難経路を閉塞されたことで、津波から逃げ切れなかった事例が多くみられました。このことから、津波から逃げるためには、まず、地震による住宅や建築物の倒壊を防ぐ必要があり、そのためにも耐震化を進めていく必要があります。

また、県は「津波防災地域づくり法」に基づき、南海トラフで発生が予測される最大クラスの津波を対象とした「津波浸水想定」を設定・公表し、その範囲を住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」を指定しています。

当該区域は、建築や開発に関する制限等は設けられていませんが、この区域内においては、津波から命を守ることができるよう、市町村による「津波ハザードマップ」の作成、避難施設の確保、警戒態勢の整備等を進めていきます。

## ⑦ 宅地の液状化に対する住宅・建築物の安全対策の周知

能登半島地震では液状化が生じやすい地形である砂丘と干拓地の境界部に位置する全長約7kmの広い範囲に亘って、液状化による地盤変状と住宅等への大きな被害が確認されました。また、敷地地盤の柱状改良により傾斜被害を免れた可能性がある事例も確認されています。

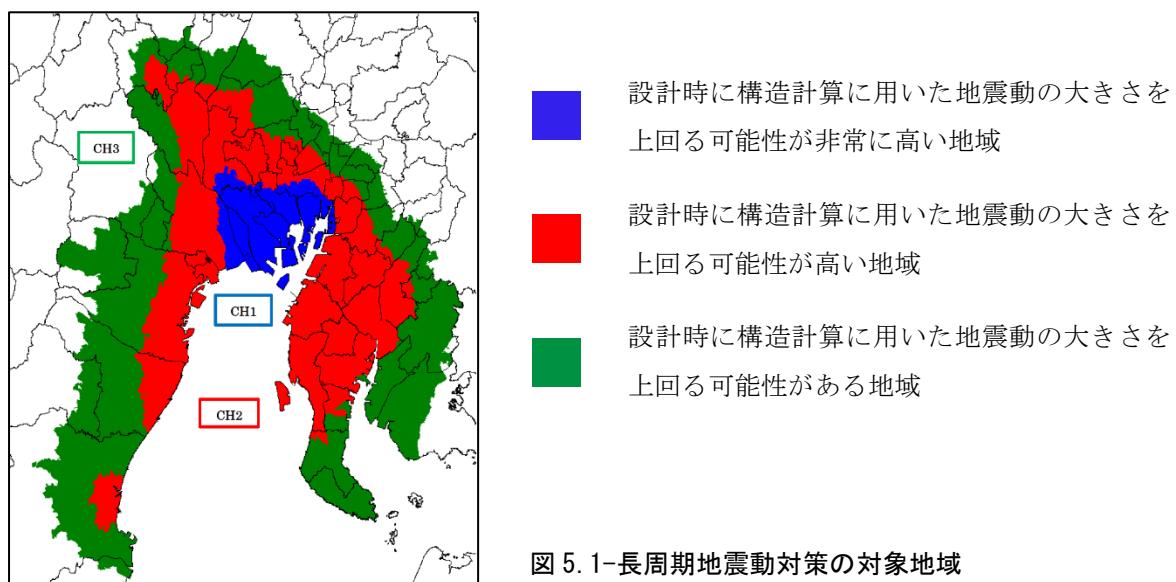
本県の木曽三川下流・西三河南部、東三河南部に広がる「ゼロメートル地帯」では、液状化危険度の高いエリアが広がっており、大規模地震時等における液状化被害が懸念されるため、「液状化ハザードマップ」による危険度の高い地域の周知や、宅地における液状化対策方法等に関する情報について広く普及啓発を進めていきます。

また、国において、社会インフラの状況なども総合的に取り込んだ「液状化ハザードマップの高度化」が推奨されているため、関係部局及び市町村と連携して、より分かりやすく効果の高い啓発方法等を検討していきます。

## ⑧ 超高層建築物等における長周期地震動対策の周知

東北地方太平洋沖地震においては、首都圏や大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが観測されました。この要因である長周期かつ長時間継続する地震動（以下「長周期地震動」という。）に対して、国は、高さが60mを越える建築物及び地上4階建て以上の免震建築物（以下「超高層建築物等」という。）を新築する場合や、既存の超高層建築物等の場合の対策方法を示しています。

本県の一部の地域がこの対策を必要とする対象地域に該当していることから、県は、建築物の所有者に対し、国が示す対策や支援制度について、特定行政庁と連携して広く周知等を行っていきます。



## ⑨ 南海トラフ地震臨時情報の周知

気象庁において、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、その情報に応じて、国民は適切な防災対応を取る必要があります。

2024（令和6）年8月に日向灘沖でM7.1の地震が発生したことで、初めて臨時情報が発表されました。改めて社会的に認識がされたとともに、地域により対応が異なったことで、混乱が生じました。

こうした経緯を踏まえ、臨時情報の発表時に自治体や社会等が取るべき防災対応をまとめた「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」が2025（令和7）年8月に改訂されました。当該ガイドラインでは、臨時情報発表時の防災対応がより円滑に行うための改善方策が取りまとめられています。

県は、平時から、南海トラフ地震臨時情報の制度や、臨時情報が発表された際の地震への備えなどに加えて、住宅の耐震化の重要性について、県民に対して、広く周知しつつ、住宅の耐震化の促進について取り組みます。

## 第6章 計画達成に向けて

### 6-1 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ

本計画で掲げた目標を達成するために、本計画に記載した取組や施策等（耐震診断事業や耐震改修費補助事業などの支援事業、人材育成事業、普及啓発事業など）の実績の進捗状況の確認、フォローアップを行います。

なお、本計画による各種取組の進捗状況については、所管行政庁や市町村及び関係部局等との連絡・協議体制を活用して年度ごとに行います。

進捗状況を踏まえ、必要に応じて、計画達成に向けて必要な取組を検討・実施していきます。

### 6-2 計画の見直し

本計画の中間時（2030（令和12）年）において、目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行います。あわせて、社会情勢の変化や関連計画等の整合性なども踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。